

令和元年第4回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 1号

日時 令和元年12月 4日(水曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | | 会期の決定について |
| 日程 3 | | 諸般の報告 |
| 日程 4 | | 行政報告 |
| 日程 5 | 議案第 63号 | 鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程 6 | 議案第 64号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程 7 | 議案第 65号 | 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 8 | 議案第 66号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 9 | 議案第 67号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 10 | 議案第 68号 | 鹿追町子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 11 | 議案第 69号 | 鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 12 | 議案第 70号 | 鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 13 | 議案第 71号 | 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 14 | 議案第 72号 | 鹿追町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程15 議案第 73号 令和元年度鹿追町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程16 議案第 74号 令和元年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程17 議案第 75号 令和元年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 日程18 議案第 76号 令和元年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第3号）について
- 日程19 議案第 77号 令和元年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程20 議案第 78号 令和元年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程21 議案第 79号 北十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について
- 日程22 同意第 5号 鹿追町教育委員会委員の任命について

2 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

1番 清水 浩徳議員	2番 山口 優子議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	6番 上嶋 和志議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 埴渕 賢治議員
10番 安藤 幹夫議員	11番 吉田 稔議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己
農業委員会会長職務代理者 菊 池 和 弘
教育委員会教育長 大 井 和 行

代表監査委員 野村英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長	松本新吾
総務課長	渡辺雅人
会計管理者	津川修
企画財政課長	草野礼行
町民課長	平山宏照
福祉課長	佐々木康人
農業振興課長	菅原義正
農業振興課主幹	城石賢一
商工観光課長	富樫靖
建設水道課長	大上朋亮
子育てスマイル課長	松井裕二
ジオパーク推進室長	黒井敦志
瓜幕支所長	東原孝博
病院事務長	菊池光浩
消防署長	内海卓実
総務課総務係長	土田佳幸
企画財政課長補佐	武者正人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	宇井直樹
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	檜山敏行
------	------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
------	------

書 記 高 瀬 俊 一

令和元年12月 4日（水曜日）午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

ただ今から令和元年第4回鹿追町議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。ここでご報告をいたします。農業委員会、菊池輝夫会長が本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。代わりに農業委員会、菊池和弘会長職務代理者が出席しております。総務課、葛西浩二主幹から本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。以上で報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田稔）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、埴淵賢治議員、10番、安藤幹夫議員を指名します。

日程2 会期の決定について

○議長（吉田稔）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの10日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。会期は、本日から12月13日までの10日間と決定いたしました。

日程3 諸般の報告

○議長（吉田稔）

日程3、諸般の報告を行います。議長としての報告事項はお手元に配布のとおりです。内容をご覧の上、ご了承願います。次に、監査委員から8月、9月、10月分の出納検査報告書が提出されました。この写しをお手元に配布のとおりでありますのでご参照ください。これで諸般の報告を終わります。

日程4 行政報告

○議長（吉田稔）

日程4、行政報告を行います。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和元年第4回鹿追町議会定例会が、開催されるにあたり行政の諸般についてご報告を申し上げます。9月9日には、陸上自衛隊の第5旅団長に就任をされた、8月23日付で就任をされた小瀬幹雄旅団長が、鹿追に着任あいさつにお見えになりました。当日は、吉田議長、それから協力会の吉田会長をはじめ14名の皆さまが出席をしていただきました。小瀬旅団長からは、「精強な第5旅団を指揮し、防衛警備や災害派遣等にしっかり取り組んでいきたい」というごあいさつをいただいたところでもあります。同じく9月9日ですけれども、町と議会合同で町内各所の施設等の調査を行いました。町内18カ所にわたるものでありまして、市街地、新しいこども園の交通安全対策、それから高校の寄宿舎、環境保全センター、瓜幕、それから然別湖、岩松等、各所を視察をいただきまして今後の課題、対応策について検討をしていくということでございます。翌日の9月10日には、国立大学法人北海道大学の足立教授、チョウザメのご指導いただいている足立教授が鹿追にお越しいただきました。私の所にごあいさつを兼ねて寄っていただきました。事前に飼育施設、それからチョウザメの状態を見ていただきましたけれども、魚の状態は大変良いんですけれども、キャビアについては、今年度は見送って来年以降の採取ということで、今年度は見送ったところでもあります。いろいろ卵の品質を安定させるための飼育方法等のアドバイスもあったということで、それに沿って進めてぜひ来年はキャビアが取れるようにということで進めていきたいというふうに考えています。また、道内数カ所でチョウザメの養殖飼育をやっているということもありますけれども、今もいろいろ連携を取りながら進めていますけれども、今後ともそういう形で進めていきたいというふうに思っています。9月17日には、露地野菜ロボット研究結果の実演公開ということが行われました。この関係については立命館大学、鹿追町、JA鹿追町、それから農研機構、メーカーなどで「露地野菜のロボット化コンソーシアム」ということで、自動収穫を中心に進められています。この公開の様子は、議員もご覧になったかというふうに思います。まだまだ実用化までは、若干時間は要するかなというふうに思うのですけれども、加工用キャベツの面積拡大等に大変期待が持てるということで、町としてもさまざまな面で協力をしていきたいというふうに思っています。次に、9月18日には、過疎問題懇談会座長でいらっしゃる宮口早稻田大学名誉教授ほか10名の方々が懇談会の委員として本町の現地視察をしていただきました。町内の主要施設見学をしていただいた後、過疎地域の課題解決に向けた過疎対策の在り方について、私や職員を含めて意見交換をさせていただいたところでもあります。過疎

の関係については、過疎地域自立促進特別措置法が、令和2年度をもって期限を迎えるということで、今、新しい過疎の関係についていろいろ検討をされているということでございます。9月27日には、英語指導助手の歓迎会を行なっています。今年8月に新しい2名の英語指導助手、ケルシー・プルーダム、それからメーガン・プロップということでお2人、女性のALTをお迎えいたしました。お2人ともストニイプレイン町出身ということでございます。当日は町、それから議会、学校関係者の皆さんをお招きをして歓迎会を開いたところであります。次に、9月29日に、第38回のふるさと産業まつりが行われました。今年は、例年にプラスをして「そばブース」も設けたということで3店舗が新そばを提供していただきました。おそらく、今まで一番多い来場者があったのかなということで、1万人を超えたのではないかということも言われています。来年以降、そばまつりとの関係どうかということは、これからいろいろ検討が必要だと思っておりますけれども、天候にも恵まれて大変良い行事になったのかなというふうに思っています。次に、10月4日から、令和元年度の第24次鹿追高校のカナダの短期留学が出発をしております。例年どおり14日間、今年度は50名の生徒と引率者含めて70名ということで行われたところであります。今回、私も一緒に出発をさせていただきまして、着いて受入式があった後、土日がありましたので、土日はいろんなところ視察をさせていただいて、実質、10月7日、8日の2日間ということで、10月7日の月曜日には、地元ストニイプレイン町の役場の方が、エドモントンのほうの視察、それからストニイプレイン町の消防署、それからあらゆるところの視察をさせていただいて、10月8日にコンポジット高校を訪問して、パークランド学区の皆さまとの昼食会、それから午後からのチョイ町長とのミーティング等を行なって、9日の日に鹿追に向かって戻って来たということであります。チョイ町長とのお話では、来年、2020年に北海道とアルバータ州、姉妹提携の40周年、それから鹿追とストニイプレイン町の35周年の記念の年になるということで、道とアルバータ州の記念行事等に併せてストニイプレイン町、現地でいろいろな行事ということがございます。そのへんの道とアルバータ州の日程がまだ決まっておきませんので、それらに合わせて一緒に行動していくこと、それから来年の鹿追高校の短期留学の関係、それから今実施しているストニイプレイン町と鹿追の総合交流長期滞在事業について、現在は鹿追が、ストニイプレイン町の方を受け入れているということですが、反対に鹿追からストニイプレイン町に派遣をする場合の具体的な話も若干相談をしてきました。なかなか現地、カナダ、ストニイプレイン町での住宅の整備というのは、なかなか現実的にはや

はり難しいというお話もありましたので、実際、仮にこちらから派遣するという事になるとやはり同じようにホームステイ中心に考えていくのが現実的ではないかというようなお話しがあったところであります。具体的には、今後また相談をしていくということになっておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。10月16日には、第7期鹿追町総合計画の第2回目の審議会が役場の3階の研修室で開催をされました。審議会ですので審議会の委員15名、それから策定委員7名で、合計22名の参加をいただいております。審議会では安部会長から、「今後の鹿追の礎となるような活発な意見を答申したい」というごあいさつの後、各専門部会から基本計画の進捗状況等の報告があったところであります。同じく同日、開町100年の記念事業の第2回の審議会も行なっております。先ほど総合計画の審議会に合わせて100年記念事業の審議もお願いをしているところでございますので、町民アンケート、それから町内の検討委員会で検討した事項等に対してご意見を伺ったところであります。式典の開催時期、それから町民主体の事業の在り方についてさまざまな意見もありましたので、今後に向けて検討していくということでございます。続きまして、10月16日には、NTT東日本北海道東支店の田中支店長、それから課長がお見えになりまして、町内の光回線の整備、これからの取り組みについてご相談を申し上げたところであります。鹿追皆さんご存じのように鹿追市街、瓜幕市街、それから学校ICTの整備ということで各地域の学校までは、光回線が行っております。地域の学校の周辺は若干光の整備がなされている地域もあるのですが、現在のところそれ以上の広がりが無いという状態です。実は、今年度になってNTT内部での光回線を含めた投資基準の見直しというのがございまして、従来よりちょっと踏み込んだ内容での光の拡張が可能になっているということでございます。それでもいろいろ基準はあるのですが、できるだけせつかく農村地区の学校周辺まで光が行ってまいりますのでそれを生かさない手はないということで、今、具体的に場所というか全町的な内容を一応検討していただいて拡張可能なところからどんどん拡張をNTTのほうにお願いをしていくということであります。それでNTTの基準で拡張できない困難なところ、これについてどういった対応をしていくかということでそういった方法で順次対応をしていきたいというふうに思っております。具体的な内容が出て来ましたら、また、ご説明をさせていただきたいというふうに思っています。次に、10月17日から18日にかけて、国営かんがい排水事業笹川地区の中央要請ということで国交省、農水省、財務省、それから衆・参両院議員のほうにお願いに行っていました。私とJAのほうからは那賀島専務、それから地域代

表の方2名、事務局含めて6名で行ってまいりました。この笹川地区のかんがい排水事業については、概算要求のほうには盛り込んでいただいております。そういったことでよっぽどのがなければ、来年からの調査ということで進めるのではないかというふうに思っておりますけれども、やはり最後までしっかり気を抜かないで関係機関にお願いをしてきたということでございます。来年から調査に入れるようにしっかりと今後も努力をしてまいりたいというふうに思います。次に、10月28日には、令和元年度の自民党の地域政策懇談会が役場3階の研修室で開催をされました。農協の組合長、商工会長、それから建設業協会の会長等々に鹿追町側からは11名、それから自民党のほうからは中川郁子第11選挙区支部長、それから大谷幹事長、村田政調会長、それから行政側からは、竹内帯広開建部長、十勝総合振興局等々からもお見えになって懇談をさせていただきました。町のほうからは、固定価格買取制度の維持、それから光回線の関係、主要道路の整備等の要望を行っており、各それぞれの団体の代表者のほうからもそれぞれの立場で要望をいただいたところであります。中川支部長やそれから竹内開発建設部長からは、関係機関などと連携し早急に実現できるよう努力したいという前向きなご返答をいただいたところであります。11月2日には、大分市のほうで、第10回日本ジオパークの全国大会が開かれるということで、それに先立って、関係する市町村長のセッションがあるということで、私も参加をさせていただきました。10回目となる日本ジオパーク大会ということでございます。本町においても2年後に再認定を控えているということもありまして、できるだけやはりこういう会合には顔を出していく必要があるということで、私も初めて行かせていただきましたけれども、いろんな地域のジオパークの課題等もそれぞれお話をすることができて大変有意義な会合だったなというふうに思っております。次の日の行事の予定もあって、開会式も見るか見ないかのタイミングで実は帰ってきたんですけれども、そういったことで今後とも将来のジオパークの運営も含めてしっかりと考えていかなければならないと思ったところであります。11月6日には、農林水産省をお尋ねしまして、末松事務次官と面会をさせていただきました。今回、末松次官とお会いしたのは、実は今年から前町長を引き継いで全国組織であるバイオガス事業推進協議会の会長を、実は務めさせていただいているんですけれども、末松次官のほうにきちっとあいさつに行く時間がなかったということで、この推進協議会の事務局の岡庭さんとそれから町、農業振興課の城石主幹と3人でごあいさつに行ってまいりました。このバイオガス事業推進協議会については、来年度同じく全国組織であるバイオマス産業都市推進協議会に移行をするというこ

とを今年の総会で確認をされておりますので、そのへんのご説明も含めてお邪魔をしたところでもあります。末松次官につきましては、初代の農水省バイオマス循環資源課長でございまして、鹿追にも農村振興局長時代にお見えをいただきまして、本町で講演をいただいている等、大変お世話になっているということもございまして、今回訪問をさせていただいたところでもあります。11月6日から7日にかけて、令和元年度北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会の秋の中央要望ということで、これは私が他の日程と重なりましたので、鹿追から副町長に行っていました。前日、陸上自衛隊の幹部と駐連協との意見交換会、それから翌日に自民党北海道ブロックの両院議員会、防衛省の要望等々を行なっております。鹿追も駐連協の役員ということでなっておりますので、山口代表を筆頭にそれぞれ関係機関に対して北海道の自衛隊の体制強化、それから自衛隊官舎の無料化の拡大、それから北海道の自衛隊における各種契約、発注等の地元活用、この辺について要望をしてきたところでもあります。11月7日には、第28回北海道・アルバータ州姉妹都市連絡会議が鹿追で開催をされております。この姉妹都市会議については北見市、東川町など連絡会議を構成する8つの市と町、それから北海道カナダ協会等の関係機関等の18名の方に参加をしていただきました。持ち回りで会長をしているところがございます。私のほうから会議で、来年は、北海道とアルバータ州の姉妹提携40周年、それから本町とストニイプレイン町の35周年という節目の年であることからさらに交流発展へつなげたいというごあいさつを申し上げた後、本町の取り組みとして企画財政課の職員から、それから鹿追高校の3名の生徒からそれぞれ発表をいただきまして、その後、各自治体の交流状況について報告があったところでもあります。町民ホールで行なったんですけれども、この会議の終了後に平成館のほう見ていただいて、その後、然別湖のほうで懇親会を開いたということでもあります。11月8日には、白糠町の北海道町村会長である棚野町長さんのところをお尋ねして、鹿追高校の看護科の取り組みの状況についていろいろこれまでもお世話になっておりますし、今後の看護科の誘致から医療コースの導入等という方向への転換ということを期成会のほうで承認をいただいたということで、報告にお邪魔をしたところでもあります。棚野町長からは、「看護科というのが一番理想であったけれども状況を聞くと止むを得ない。新たな魅力ある高校づくりに向けて頑張ってもらいたい」ということでお話をいただいたところでもあります。続きまして、11月10日には、第33回の東京鹿追会の定例総会、懇親会が台東区の区民会館、数年ぶりにこの台東区の区民会館で開催をされました。鹿追からは吉田議長さん他8名、それから東京鹿追会のほうでは19名の会員の出席があった

ところであります。町のほうから町の近況報告、なつぞら効果の関係、神田日勝記念美術館の入館者が増えたこと、それから認定こども園の新園舎が完成したこと等を報告をさせていただきました。また、長年務められました高野会長さんが今年度いっぱいまで会長職を降り、来年の4月から星正雄さんが会長に就任をされるということになったということでございます。翌日の11月11日月曜日の夕方には、吉田議長、上嶋議員、埴淵議員と私とで台東区の服部区長を表敬訪問をさせていただきました。日ごろ、いろんな形で交流をさせていただいているお礼と、それから来年度いっぱいまで現在結んでいる環境・産業分野の連携協定が切れるということでございますので、それ以降における協定の在り方についてぜひ防災協定を含めたさらなる関係強化についてお願いをしてきたところでございます。次に、同じく11月11日には、学校給食の町民の皆さんに向けた試食会を開催しました。私は、東京のほうへ行っていましてので行けなかったのですが、今年の7月から学校給食の無償化をしたところでありますけれども、ここで改めて学校給食への理解と取り組みを知ってもらうということで、こういう目的で開催、試食会を行わせていただきました。当日、食生活改善推進協議会にもご協力をいただきまして、サラダやデザートを試食をしていただいたところであります。定番のカレーということでありましたけれども、聞くところによると参加した皆さんからは、好評の声をたくさんいただいたというふうに聞いているところであります。次に、11月13日、認定こども園しかおいの新園舎の落成記念式典を、関係者多数の皆さんにお越しをいただきまして執り行いました。当日は、来賓62名、保護者の代表者の方15名、それから園児にも参加をいただいたところであります。式典の中では、3歳児、4歳児からのお礼の言葉、そして歌、それから鼓隊の披露等も行なったところであります。式典終了後には、皆さんに新園舎を見学していただきました。また、この後、17日の日曜日には、一般公開ということを行いまして、町内外から400名を超える方々のご来場をいただいたところであります。次に、11月15日に、鹿追町酪農振興会創立50周年記念式典、講演会、祝賀会が開催をされました。関係者合わせて120名のご出席をいただきました。昭和45年設立の振興会が50周年ということで、今の会長、河原崎会長の式辞、それから会の発展に尽力された会員の皆さんへの感謝状、それぞれ来賓の皆さまからの祝辞等がございました。式典終了後は、UHBのお天気キャスターである菅井さんを迎えての講演ということで、大変良い話を聞かせていただきました。その後、祝賀会が開かれまして、今後のさらなる振興会の発展を祈念し、和やかに懇談されたところであります。次、11月19日には、中鹿追のプラントで行われて

います水素実証事業者がお見えになりまして、今後の事業の関係についてお話をいただきました。平成27年度から環境省の採択を受けまして、中鹿追のプラントで実施をされている水素サプライチェーンの実証事業でありますけれども、一応5年間という期間ですので、今年度で最終年度ということでありまして、今、今後さらなる2年間の事業延長ということで国等に働き掛けをして何とか延長が認められるのではないかとという見通しになっております。延長ということですので、今までと同じ内容ではなくて、新たなFCV、自動車、それからフォークリフト等々の新しい活用、それから水素の貯蔵、それから簡易充填車両の整備等々、新たな方法の調査・研究ということで進んでいくということでございます。次に、11月20日には、令和2年度の北海道の基地協議会の中央要望がございました。これは私が出席をさせていただきました。先ほどの駐連協とはまた別の観点で、基地交付金、防衛施設周辺整備対策等々の要望でございます。総務省のほうでは、長谷川岳副大臣、それから財務省では湯浅主計官、それから防衛省のほうでは、これも同じく道内選出の渡辺孝一政務官等々に令和2年度の要望、各種懸案事項等々の要望をしてきたところでございます。これも同じく会長は、千歳の山口市長が務めております。次、11月22日に、私の第1回目のカフェトークを実施させていただきました。午前10時から午後5時まで、事前予約制ということで1人30分、2人以上であれば60分という限られた時間の枠の中で11名の方のご来場をいただきました。さまざまなお話をいただきました。農村地区のICTの関係、障がい福祉、それから学校等における暴力防止プログラムのための人権教育のプログラム、防災対策、まちづくりへのアイデア等、たくさんのご意見をいただきました。これらについては取り入れられるもの、さまざまなことありますけれども可能なものについては、しっかりまちづくりに生かしていきたいというふうに思っています。次に11月23日には、恒例の新穀感謝祭が行われました。議会、それから農協、農業委員会、それから農業関係者など50名が参加して行われたところであります。今年の農業生産については、木幡組合長より「まだまだ精査が必要ですが、稲作、酪農、畜産合わせて240億円は超える見込みで、史上最高になのは確実だ」というお話がありました。いろいろ天候等の問題もありましたけれども、比較的農作業が順調に進んだということで農業者、個々の皆さんはもちろん、関係機関の努力のたまものということで感謝を申し上げたいというふうに思います。次に、11月24日には、令和元年度鹿追町陸上競技協会年間優秀選手等表彰式がスポーツセンターで行われたところであります。陸上競技協会主催による表彰式でありまして、令和元年度に十勝管内以上の大会で

優秀な成績を収めた個人、団体を表彰するものであります。これについては小学生男子6名、女子3名、中学生の男子2名、女子1名、それから高校の男子2名、女子2名、小学校の女子リレーチームが2チーム、中学校の男子リレーが1チームということで表彰をさせていただいたところであります。次に、11月27日には、令和元年度の全国町村長大会が東京のNHKホールで開かれて、私も初めて参加をさせていただきました。来賓は、安倍総理をはじめ衆・参両院議長、総務大臣他、たくさんの国会議員の方も参加をされていきました。今年は、北海道町村会の棚野会長がこの大会の司会を務められておりました。大会では、東日本大震災、それから大型災害からの復旧、復興の加速化、それから全国的な防災、減災対策の強化をはじめとする12項目が重点要望として決議、その他3件の特別決議要望を決定して閉会をしたところであります。それから同じくこの日の町村長大会終了後、会場、永田町の北海道スクエアというところに移して、十勝町村会の臨時総会が開かれております。町村職員の派遣、人事交流、町村職員採用試験等、4件の報告事項と、北海道十勝地域と、東京たいとう・すみだ連携対策事業、それから町村会一般会計補正予算等が、審議をされたところであります。次に11月28日には、食料・農業・農村政策審議会企画部会地方意見交換会が、札幌市で開催をされました。この食料・農業・農村基本計画というのは、食料・農業農村基本法に基づいて今後10年間程度を見通した農政の中期的なビジョンを示すものとされておりましておおむね5年ごとに見直されているのであります。今年がその見直しの年に当たるようで、今年の9月から全国各地でこういう公聴会、意見交換会が行われているということで、今回、北海道での開催に際して5名の意見陳述の方がいたんですけれども、行政側からは、私ということでお話をいただきまして、特に鹿追における農業振興における課題と要望、バイオガスの関係、それからスマート農業を推進する上での通信網の整備、担い手の育成、労働力の確保、それから自然災害に対応できる農業基盤整備の推進、それから鳥獣被害対策、これら5項目について意見を申し上げてきたところであります。最後に12月2日ですけれども、民生児童委員の感謝状贈呈及び委嘱状の伝達式を役場のほうで行なっております。今年は任期3年ということで、改選期ということでございまして、今回、任期満了により5名の方が退任をされるということで厚生労働大臣、北海道知事、それから町からの感謝状の贈呈を行いました。新たに6名の委員さんをお願いをして合計で18名の民生児童委員ということで、12月1日からの任期ということで3年間お願いをするという形で委嘱状の交付等をさせていただいたところであります。以上、申し上げまして行政報告といたします。ありがとうございます

ました。

○議長（吉田稔）

これから行政報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。9番、埴淵賢治議員。

○9番（埴淵賢治）

せっかくの今日、初の機会でありますので、あえて1、2点ちょっと今書き留めた内容です。9月10日の日に、北大の足立教授、チョウザメの先生でありますけれども、町内外から、数年前からキャビアに触れて、いつ、どうなんだということがしきりに耳にするわけでありまして、このキャビアについては、来年ということは今、報告の中で聞かせていただきましたけれども、いつ頃、どの程度のチョウザメの対象がいるのか、もう1歩踏み込んでお話を聞きたいなと思います。それともう1点、これ本当にどうなのかと自分で思いながらですね、喜井町長、第1回目のカフェトーク、新聞で一部報道されておりましたけれども、時間帯、どの程度の方々ということで、これわれわれ議会も議長を中心としてまちなか会議において議会報告会、またその後、意見交換会ということで、広聴が重要であるということで、この内容等については最終的には町長に報告という手続きを進めているはずでありますけれども、それで申し上げたいことは、無記名で結構ですけれども、町民がまちづくりに対してどういうことに対し関心を持っておられるのか、ここがポイントでありますので、その内容等、要点項目でも、もし差し支えがなければお聞かせいただければ幸いです。2点であります。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えいたします。まず、北大の足立教授、キャビアの関係ですけれども、ちょっと本当に正確な数かは別にして、対象となる雌は多分、40匹とかそれぐらいの数だと思います。それで時期的な問題はおそらく秋口なんだろうなというふうに思っています。キャビアは大体、魚の体重の10%ぐらいが採れるというふうに言われていますので、そういった形で今年は何匹か抽出して採って見たそうですけれども、ちょっと品質がもっと良い時にとということで1年間先送りというか、やはり自然な冷たい水でしばらく飼育をするとか、最終的な仕上げはそういう形も必要だということもおっしゃってましたので、来年に向けてそういう形で進んでいくのかなというふうに思っていますし、来年、期待したいというふうに思っています。

それからカフェトークの関係ですけれども11人の方がお見えになりまして、いろいろなさまざまな観点からお話がありました。議会のほうでも実は質疑があった話ではありますけれども、共同のお墓の関係の話、それから太陽光発電、家庭の太陽光発電の買取期間が実は10年過ぎるところがぼちぼち出てくるんですけれども、その後の関係をうまく活用できないか。例えば町で電力会社を作って買取する方法もあるのではないかとということだとか、農村地区の光回線の関係、それから障がい者福祉の関係。

○議長（吉田稔）

埴淵議員。

○9番（埴淵賢治）

私は、個別な話をしているわけではなくて、決して行政報告に対して慣れているわけではありません。思っていることは、多少手続きいるのかな。議長を通して要請をして、それがもしかなくものであれば今後、その話に触れて報告をいただきたいというふうに考えての質問、言葉足らずで申し訳なく思っています。

○議長（吉田稔）

事後のことを言っているんだろう。質問あったこのことよりも事後の扱いをどうするか。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

すいません。申し訳ありません。いただいた内容はもちろん内容にもよりますし、すぐこういった話があったというふうに皆さんにお話しできる内容とそうでない内容も多分あるのかと思いますので、その関係については細かくでなくても、例えば概要でもということなんでしょうか。その取り扱いについては検討して、まるっきり隠すというか秘密にする内容ではないと思いますので、概要なんかをお知らせできる方法はちょっと考えてみたいと思います。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。いいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

なければ、異議なしと、行政報告に対する質疑を終わります。

日程5 議案第63号 鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程5、議案第63号、鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第63号は、鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。地方公共団体における行政事業の多様化等に対応し公務の効率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時、非常勤職員について、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度を創設するために、地方公務員法及び地方自治法が改正されまして、令和2年4月1日から施行されますことから、本条例を制定したいとするものであります。次に提案内容をご説明いたします。鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を、次のとおり制定するをいたしまして、条例は、本文が5章32条、附則が2条により構成されております。第1章の第1条から第3条は、総則で、趣旨、定義、会計年度任用職員の給与について定めており、第2章の第4条から第16条は、フルタイム会計年度任用職員の給与で、給料、号俸、給料の支給、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、端数処理、期末手当、勤務1時間当たりの給与額、給与の減額についてを定めております。第3章の第17条から第26条は、パートタイム会計年度任用職員の給与で、パートタイム会計年度任用職員の報酬、特殊勤務に係る報酬、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬、報酬の端数処理、期末手当、報酬の支給、勤務1時間当たりの報酬額、報酬の減額についてそれぞれ定めております。第4章の第27条から第28条は、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償であり、通勤に係る費用弁償、公務のための旅行に係る費用弁償について、規定をしておるところであります。次に第5章の第29条から第32条は、雑則でありまして、会計年度任用職員の給与からの控除、国際交流員の給与及び期末手当、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与、規則への委任についてそれぞれ規定をしております。次に、附則第1条は、施行期日の規定であり、この条例は、令和2年4月1日から施行し、第2条は、経過措置となるものであります。以上、鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてをご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、新規条例の制定のため、総務文教常任委員会に付託して会期中の審査としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。よって本案は総務文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程 6 議案第 6 4 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 6、議案第 6 4 号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 6 4 号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。成年被後見人等の資格、職種、業務等から一律に排除する欠格規定を設けている制度につきまして、心身の故障等の状況を個別、自主的に審査を行い、能力の有無を判断する規定へ適正化を図るため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、12月14日から施行されますことから、関係する条例を改正するため、本条例を制定するものであります。次に、提案内容を申し上げます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、次のとおり制定すると思いたします。条例は、本文が4条、附則が1項により構成されております。第1条は、鹿追町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、第2条は、職員の分限に関する条例

の一部改正について、第3条は、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について、第4条は、鹿追町消防団条例の一部改正について、それぞれ文言を整理し一部改正を行うものであります。次に附則は、施行期日の規定であり、この条例は、令和元年12月14日から施行するものであります。以上、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてをご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、山口優子議員。

○2番（山口優子）

ちょっとお尋ねしますが、青年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう資格職種業務等から一律に排除するというのではなくて、今後は心身の故障等の状況を個別的実質的に審査するということですが、これはどなたがどのような基準にのって審査するのでしょうか。お尋ねします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。誰が審査するかということですが、これそれぞれ任命権者ということになると思います。例えば、職員であれば必要があれば町長であり、それぞれ部門によって任命権者が異なりますのでそういう形になろうかと思えます。あと具体的な基準というのは正直、今ここでこういう基準だというのは説明もできませんし、具体的な状況によっておそらく一律にということにはならないと思いますので、そのへんについては、今後はこういった形というか、こういった基準を持つのかということは、これから研究をしなければならないのかなというふうに思っております。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。山口優子議員。

○2番（山口優子）

任命権者ということで町長の権限というか、町長が審査ということになるということで説明は理解できましたけれども、やはり実質的な事務としては、窓口の方であったり、行政職の方であったりということが審査されるということになるかと思うのですが、やはり

こういったことは、医師の診断書なり、そういうことに基づいて審査されるべきだと思いますので、そのへん要望ですけれども、併せて申し上げておきます。以上です。

○議長（吉田稔）

答弁よろしいですか。答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

おっしゃるとおりだというふうに思っていますので、医学的見地等々のことが必要であれば当然そういう方の意見をいただきながらということは、当然だというふうに思いますのでしっかりと対応していきたいと思えます。

○議長（吉田稔）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は新規条例の制定のため、総務文教常任委員会に付託して会期中の審査にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。よって本案は総務文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程 7 議案第 6 5 号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 8 議案第 6 6 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 9 議案第 6 7 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 7、議案第 6 5 号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程 8、議案第 6 6 号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程 9、議案第 6 7 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上 3 件については関連がありますので議事進行上、一括し

て提案説明と質疑、討論を行い、議案ごとに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。以上3件について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第65号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第66号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第67号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、関連がありますので、一括で説明させていただきます。

はじめに提案理由を申し上げます。本年8月7日、人事院から国家公務員の給与等について勧告が出され、11月15日に、国家公務員の一般職の給与に関する法律等が改正され、11月22日に公布されましたので、月例給で初任給及び若年層に重点をおいて平均で0.1%の引き上げ、勤勉手当の支給月数を0.05カ月分引き上げる改正を行いたいとするものです。併せまして、青年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されますことから、関係する部分について改正を行うものであります。

はじめに、議案第65号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正内容についてご説明申し上げます。第1条、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を、次のように改正するといたしまして、第5条は、期末手当の規定であり、12月に支給する割合、「100分の222.5」を100分の5増としまして、「100分の227.5」に改めるものであります。第2条の第5条は、6月及び12月に支給する割合をともに、「100分の225」に改めるものであります。次に、附則第1項は、施行期日等の規定であり、第1条の規定は、公布の日から、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するものであります。第2項は、第1項の規定による改正後の規定は、令和元年12月1日から適用するもので、第3項は、期末手当の内払の規定となるものであります。

次に、議案第66号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正内容をご説明いたします。第1条、特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第5条は、期末手当の支給割合の規定であり、第

1項中の12月に支給する割合の「100分の222.5」を、100分の5増としまして、「100分の227.5」に改めるものであります。第2条の第5条第1項は、6月及び12月に支給する割合をともに、「100分の225.0」に改めるものであります。次に、附則第1項は、施行期日等の規定であり、第1条の規定は、公布の日から、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するものであります。第2項は、第1条の規定による改正後の規定は、令和元年12月1日から適用するもので、第3項は、期末手当の内払の規定であります。

次に、議案第67号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正内容をご説明いたします。第1条は、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、青年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されますことから、第19条第1項、第19条の2、第2号から第4号、第20条第1項の文言をそれぞれ整理するものであります。第20条第2項は、勤勉手当の規定であり、支給割合「100分92.5」を、100分の5増といたしまして、「100分の97.5」に改めるものであります。別表につきましては、平成31年4月1日から適用する行政職給与表であります。第2条は、給料について、第11条は、特別勤務手当の規定であり、それぞれ特別勤務手当を特殊勤務手当に改めるものであります。第19条は、期末手当の規定であり、第2項中、期末手当の支給割合、6月の「100分の122.5」、12月の「100分の137.5」を「100分の130」に、第3項は、再任用職員の支給割合であり、同項の割合を「100分の72.5」にそれぞれ改め、第20条第2項中、支給割合の「100分の97.5」を、100分の2.5減といたしまして、「100分の95.0」に改めるものであります。次に、附則第1条は、施行期日等の規定であり、この条例は、令和元年12月14日から施行し、ただし第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するもので、第2項は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定中、第20条第2項の規定は、令和元年12月1日から、別表の規定は、平成31年4月1日から適用するものであります。第2条は、給与の内払の規定であります。以上、議案第65条から議案第67号まで一括でご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

あの20ページの19条の第3号及び第4号の「禁錮」を「禁錮」に改める。これはルビを取っただけでこういうことを意味するのですか。そのへんをちょっと教えてください。

○議長（吉田稔）

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺雅人）

回答させていただきます。今の「禁錮」を「禁錮」に改めるというところで、ルビを取ってということでありましてけれども、そのとおり、ルビを取った形での「禁錮」に改めたということでありまして。当時、常用漢字の関係で登録されていない漢字がこのように表記されていたものであります。今回の改正に合わせてこのルビを取るという作業をさせていただきたいというものであります。

○議長（吉田稔）

8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

そうすると17ページに戻って、第7条の「禁固」を「禁錮」に改めるとあるのですが、これとはちょっと違うのですかね。その辺ちょっと気になったものですから。

○議長（吉田稔）

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺雅人）

お答えをいたします。17ページの関係ですね。先ほどの消防団の条例の関係、先ほどの青年被後見人の関係の改正条例の中の「禁錮」は金偏のない「禁固」を「禁錮」に改めるというものでありますけれども、先ほど申し上げたとおり、当時常用漢字にないということで、この「固」が使われていたり、ルビがふられていたりという状況があったものを今回、この金偏の「錮」に統一するものでございます。以上でございます。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。その他、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（吉田稔）

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第66号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（吉田稔）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第67号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（吉田稔）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は、11時25分といたします。

休憩 11時10分

再開 11時25分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程10 議案第68号 鹿追町子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程11 議案第69号 鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程10、議案第68号、鹿追町子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について、日程11、議案第69号、鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件については、関連がありますので議事進行上、一括して提案説明

と質疑、討論を行い、議件ごとに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

以上2件について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第68号は、鹿追町子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第69号は、鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてであり、関連がありますので一括して説明させていただきます。提案理由を申し上げます。昨年か
ら建設を進めておりました認定こども園舎が完成し、供用を開始しますことから、それぞ
れ施設の位置を改正したいとするものであります。内容についてご説明いたします。

議案第68号は、鹿追町子育て支援センター条例の一部を次のように改正するといまし
まして、第2条は、施設の位置の規定であり、新たな位置を「鹿追町鹿追北2線8番地1
01」に改めるものであります。次に附則は、施行期日の規定であり、令和元年12月1
6日から施行するものであります。

次に、議案第69号、鹿追町立認定こども園条例の一部を次のように改正するといまし
まして、第2条は、施設の名称及び位置の規定であり、新たな位置を、「鹿追町鹿追北2線
8番地101」に改めるものであります。次に附則は、施行期日の規定であり、令和元年
12月16日から施行するものであります。

以上、議案第68条及び議案第69号まで一括してご説明申し上げました。ご審議の上、
議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第69号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程12 議案第70号 鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程12、議案第70号、鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第70号は、鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。公衆浴場入浴料金につきましては、北海道が省令に基づき統制額として指定をしており、令和元年9月6日付けで告示され、10月1日から施行されましたことから関係する条例の一部を改正するものであります。内容についてご説明いたします。鹿追町トリムセンター設置条例の一部を次のように改正するをいたしまして、別表第7条関係の2は、浴室の使用料の規定であり、表中の「440円」を「450円」に改めるものであります。次に、附則第1項は、施行期日の規定であり、令和2年4月1日から施行し、第2項は、経過措置の規定であります。以上、鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程13 議案第71号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程13、議案第71号は、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第71号は、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。子ども医療費の助成を満18歳まで拡大しましたことにより、重度心身障害者及びひとり親家庭等も含めた措置としておりましたが、重度心身障害者やひとり親家庭の方が病院において一部負担を認められるケースも散見されその都度訂正を行い払い戻しをしておりますが、それぞれの受給者に記載をし、不便の解消と事務の簡素化を図るものであります。内容についてご説明いたします。重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第4条は、助成の額の規定であり、助成の対象を「ただし、18歳に達する日以後最初の3月31日までの受給者に対する医療に関する経費の助成額は、受給者が負担すべき基本料金、食事療養標準負担額、生活療養負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする」を加えるものであります。次に附則は、施行期日の規定であり、令和2年2月1日から施行するものであります。以上、重度心身障害者及びひとり親

家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたしました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程14 議案第72号 鹿迫町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程14、議案第72号、鹿迫町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第72号は、鹿迫町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。災害援護資金の貸付につきましては、阪神淡路大震災等、大きな災害により多くの被災者が資金の利用をしておりますが、期限内の償還が困難な方も多数おり、償還金の支払猶予と償還免除の対象範囲を拡大するため、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が行われ、令和元年8月1日から施行されましたことから、条例の一部を改正するものであります。内容についてご説明いたします。鹿迫町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第

15条は、償還等の規定であり、第3項で引用します法及び施行令の文言の整理となるものであります。次に附則は、施行期日の規定であり、公布の日から施行するものであります。以上、鹿追町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程15 議案第73号 令和元年度鹿追町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（吉田稔）

日程15、議案第73号、令和元年度鹿追町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第73号は、令和元年度一般会計補正予算（第5号）となるものです。令和元年度一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ2億5,140万6千円を追加しまして、総額を91億8,386万8千円とするものであります。第2条は、地方債の補正変更であります。補正予算の内容につきまして、歳出、43ページよりご説明いたします。款項

目、議会費の需用費、印刷製本費で11万円の追加、総務費、総務管理費、一般管理費の給料で200万円、職員手当等で2,500万円のそれぞれ追加、共済費で300万円、賃金で1,400万円のそれぞれ減額、報償費で5万円、役務費で合計40万7千円、委託料で樹木伐採に180万円のそれぞれ追加であります。文書広報費の報償費で15万円の追加、企画振興費の役務費で33万円の減額、委託料で7万2千円、負担金で460万円のそれぞれ追加、項目、戸籍住民登録費の負担金で11万4千円の追加、民生費、社会福祉費、在宅福祉費の繰出金で介護保険へ175万4千円の追加、後期高齢者医療費の負担金で623万2千円、繰出金で後期高齢者医療費に45万7千円のそれぞれ減額、児童福祉費、こども園費の賃金で239万円、償還金利息で過年度分返還金で39万円のそれぞれ追加、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金で病院運営補助金3,737万6千円、厚生病院運営補助金300万円の合計で4,037万6千円の追加、予防費の需用費、印刷製本費で4万円の追加、保健指導費の役務費で8千円、扶助費で149万9千円のそれぞれ追加、環境衛生費の委託料で22万円の減額、へき地保健対策費の需用費、修繕料で38万円の追加、清掃費、清掃総務費の備品購入費で5万1千円の減額、農林費、農業費、農業振興費の負担金で畑作構造転換事業に1,938万円の追加、農業開発研究費の需用費、消耗品費、修繕料合計で25万円、役務費で5万3千円のそれぞれ追加、畜産業費の需用費、消耗品費で9万9千円、役務費で1万9千円、委託料で町営牧場指定管理委託料452万6千円のそれぞれ追加、農業用水事業費の職員手当等で49万7千円、共済費で6万円、需用費、消耗品費、光熱水費合計で208万円、繰出金で簡水・下水特別会計へそれぞれ合計で305万9千円のそれぞれ追加、産業後継者対策の賃金で16万円の追加、林業費、林業振興費の委託料で136万4千円の減額、土木費、道路橋りょう費、道路維持費の賃金で50万円、需用費、修繕料で80万円のそれぞれ追加、工事請負費で3万1千円、備品購入費で49万6千円のそれぞれ減額、道路新設改良費の委託料で泉町4丁目本通り改良舗装実施設計に110万円、使用料で62万円のそれぞれ追加、工事請負費で113万4千円の減額、都市計画費、公園緑地費の賃金で239万6千円の減額、工事請負費で緑町公園トイレ解体工事他で合計85万1千円の追加、住宅費、住宅管理費の旅費で1千円の追加、教育費、教育総務費、教育振興費で鹿追高校タブレット整備事業で役務費で2万円、備品購入費で700万円のそれぞれ追加、財産管理費の需用費、修繕料で250万円、備品購入費で125万円のそれぞれ減額、共同調理場費の需用費、修繕料で40万円の追加、車両管理費、需用費、修繕料で23万円の追加、小学校費、学

校管理費の委託料で鹿追小学校バリアフリー化実施設計で300万円、備品購入費で指導書購入費で713万4千円のそれぞれ追加、中学校費、学校管理費の需用費、修繕料で置き勉強棚設置に200万円の追加、社会教育費、社会教育施設費の役務費で2万8千円、委託料で樹木伐採料に72万円のそれぞれ追加、図書館費の役務費で5千円の追加、神田日勝記念美術館費の需用費、印刷製本費で63万5千円、役務費で3万円、使用料で合計14万円のそれぞれ追加、保健体育費、保健体育振興費の需用費、修繕料で電柱移設等に140万円の追加、工事請負費で17万円の減額、負担金でトップアスリート助成に10万円の追加、諸支出金、基金費、基金費の積立金で減債基金へ1億4,700万円の追加であります。

次に歳入、39ページからご説明いたします。款項目、地方特例交付金の地方特例交付金で409万5千円の追加、使用料及び手数料、使用料、農林使用料の農業使用料で町営牧場使用料452万6千円の追加、教育使用料の社会教育使用料で神田日勝記念美術館入場料1,314万6千円の追加、国庫支出金、国庫負担金、衛生費国庫負担金の保健衛生費負担金で77万9千円の追加、国庫補助金、衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金で50万円、清掃費補助金で150万円のそれぞれ減額、土木費国庫補助金の道路橋りょう費補助金で90万円、住宅費補助金で100万9千円のそれぞれ追加、教育費国庫補助金の保健体育費補助金で600万4千円の減額、委託金、総務委託金の戸籍住民登録費委託金で11万3千円の追加、道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で3万6千円の減額、衛生費道負担金の保健衛生費負担金で60万2千円の追加、道補助金、衛生費道補助金の保健衛生費補助金で76万5千円の追加、農林費道補助金の農業費補助金で畑作構造転換事業に1,938万円の追加、林業費補助金で55万1千円の減額、財産収入、財産売払収入、物品売払収入の物品売払収入で神田日勝記念美術館グッズ販売に114万5千円の追加、款項目、繰越金の前年度繰越金で2億908万9千円の追加、款項、町債、土木債の都市計画債で50万の追加、臨時財政対策債の臨時財政対策債で394万8千円の追加であります。次に、36ページ、第2表の地方債の補正、変更についてご説明いたします。起債の目的は、辺地対策事業で限度額に50万円を追加しまして、補正後の限度額を2,050万円とし、臨時財政対策債は限度額に394万8千円を追加しまして、補正後の限度額を、1億1,740万3千円とするもので、限度額以外の変更はありません。以上、一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

1点お聞きします。51ページ、教育総務費で鹿追高校通信機器購入、タブレット外で700万円あるんですが、これ何台購入するのかと、外とはどんなものを購入するのか。それからタブレットという機器はですねこれが配備することによってどういう活用法とかどういう教育効果があるのかそのへんも含めてお聞きします。

○議長（吉田稔）

6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

今の質問に関連させまして、質問させていただきますけれども、現在、町内小学校5校の中学校2校、それぞれタブレットとインターネット回線がつながっているわけでありまして、道立高校の鹿追高校に今回、この間この会場で校長先生のお話の中でそういう要望もあったわけでございますけれども、その道立高校の中で全ての学校がインターネットにつながっていないかどうか、そこらへんの疑問を感じる次第でございます。今、事務系統なりそれぞれ連絡はほとんど教職員は机の上にパソコンを置いている状態だと思うんですけれども、ネット環境が全ての道立高校でつながっていないという状況が果たしてそうなのか。今まで道立高校でありながら鹿追町は地元の高校に手厚い支援をしている中で、さらに支援ということになりますけれども、ここらへんの関連について併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田稔）

答弁、宇井学校教育課長。

○学校教育課長（宇井直樹）

それではお答えします。まず始めに、狩野議員からのご質問にお答えします。今回予定している台数は、情報端末機器で40台です。1クラス分の計画をしています。さらに他にどんなものが入るかということですが、大型のディスプレイとして、テレビモニターが3台、それからそのタブレットを保管するための保管庫、それから学校が1階、2階、体育館、全てのインターネットとにつながるWi-Fi機器の設置ということで考えています。それから今、それらの物がどのように使われるかと、そちらについてですが、基本的には遠隔からのビデオ通話による講習、それから授業の補助教材、さらには

カナダ、ストニイプレインとの国際交流、キャリア教育、さらには部活動などの課外活動を想定しているところです。それから続けてお答えしてよろしいでしょうか。それから学校につながるインターネットがあるのか、ないのかということですが、今、鹿追高校ではパソコン教室等に有線でスクールネットと呼ばれる学校の授業だけで使えるというのは、有線で整備はされています。ただこちらの講演会の時も、俵谷校長が講演した時にも閉じた環境のインターネット以外に学校の中で、教育課程の授業以外で使えるもの、それは魅力的な高校を作るためには、誰もがどこでも情報にアクセスをして、生徒が主体的に学んでいく環境を作るものが、これからの教育に必要ななるということでお話をさせていただきました。ですから今、これから環境を整備していくものというのは、高校の支援策として、教育課程の授業以外のものを使うものということ考えているところです。以上です。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。よろしいですか。6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

イントラネットってやつかな。校内だけで使える回線についてはあるということで、そうしたら、他の道立高校は、そういう外の回線、インターネットにつながる回線は装備していないということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、宇井学校教育課長。

○学校教育課長（宇井直樹）

そのとおりです。外の自由につながる機器というのは他の高校もございません。以上です。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

関連でご質問したいと思います。全員協議会の中でも、説明をいただきました。ただ詳しいことがよく分かっていない状況の中で質問させていただきますけれども、今、課長の質問説明ありましたけれども、早急に事業化されて今回提案されるわけなんで、そのこのへんのところの町長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。高校のインターネット等の環境、私もそんなにつぶさに知っているわけではございませんけれども、事務方で使うのはもちろんこういう時代ですからインターネットは整備はされています。それで道教委としてもこのような形の学校全体のWi-Fi環境、それからタブレットの整備というのはゆくゆく全校に整備していきたいという話は、私も聞いておりますけれども、なかなかこの数の中でそういう環境の整備というのはなかなか簡単に進まないかなと私考えを持っています。それで今回、この時期にということなんですけれども、実は高校の先生方といろいろお話をしていく中で、タブレットを使ったいろいろな授業以外のことでも必要性があるということは、先ほど宇井課長のほうからお答えをしたとおりであります。特に本町の場合、カナダ、ストニイプレイン町との交流、スカイプを使ってというのも実はやっていますけれども、なかなか限定されたということで、できるだけ早くやはりこのタブレット等で、もちろん制約はある中ですがそれでも自由に使える。しかも、全生徒分ではなくて、1クラス分で十分いろいろな活用ができるんだというようなお話をいただいてですね、これについてはできるだけ早急にやはり整備するべきだなということで今回提案をさせていただくものでありますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

反対するものではございませんけれども、ぜひ前向きに新年度の高校生の応募、鹿追高校の2間口維持のために、鹿追が力を入れて応援しているということを大々的にPRしていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。答弁はいいです。

○議長（吉田稔）

他に、10番、安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

2点ほどご質問させていただきます。まず46ページ、衛生費、保健衛生費の中で帯広厚生病院運営補助について、これは歴史、経緯、主旨について、まずご説明をいただきたい。それからもう1点は、52ページ、今、タブレットの話も出ていましたけれども、図書費、教職員用指導書購入、何年かおきに更新ということになるかと思うんですけれども、

先般、全国学力テストの結果、広報紙に記載されていまして。小学校の分においては北海道、全国からかなり低い、本町、位置にあると、それから中学校においては英語が特化しているんですけども、数学等については、全国、全道を下回った状況にあるという形の中で、どのような指導法を進めているのかということがまず1点と、それから先ほどもタブレットのお話が出ていましたけれども、ICT、情報技術システムのような、いち早く小学校、中学校活用して、鹿追の場合は導入しているわけですけども、それについて教育委員会はどのような評価をしているのか、以上2点について、ご質問させていただきます。

○議長（吉田稔）

佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木康人）

まず帯広厚生病院の補助金の関係でありますけれども、帯広厚生病院はご存じのとおり十勝圏の唯一の地方センター病院として、特殊な疾病ですとか高度な医療、そういったものに対応できる病院、そういった機能を備えているということを踏まえまして、補助につきましては、平成26年度の運営費から補助するということになってございます。その内容につきましては、不採算医療部門の収支不足、その額に限定されておまして、不採算医療部門は、4部門ございまして救命救急センター、小児救急医療、それから周産期医療、それから小児医療、この部門につきましては不採算部門につきまして補助を行なっているところでございます。これは帯広市と町村が補助をしておまして、帯広市が70%、残りの30%が他の町村で補助をする内容でありまして、町村の30%につきましては患者数の割合、これを7割、あとは固定的な経費として3割、そういったことで算定をいたしまして今年度につきましては、鹿追町は300万円の補助ということでございます。

○議長（吉田稔）

大井教育長。

○学校教育長（大井和行）

安藤議員のほうから2点ほどご質問がありましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。まず1点目の全国学力学習状況調査の結果を踏まえての本町の先生方の授業等々につきましてのご質問かと思っておりますけれども、今、議員のほうからお話ありましたとおり、今年度の結果につきましては、小学校につきましては、大変残念な結果でございましたけれども、国語、算数につきましてはですね、全国から10数ポイント下

回っているという結果でございました。中学校につきましては、この逆でございまして、全国よりも数ポイント、国語、数学、英語につきましても上回ったという良い結果になったということでございますけれども、この小学校での6年生の学力の結果でございまして、やはり各小学校、特に町内の鹿追小学校の児童の結果が芳しくなかったという状況で、私のほうからも校長を通してですね、まずは教職員がなぜこのような結果になったのか、共通認識をしていただくということでの授業改善をしていただきたい。やはり何といっても家庭学習にもその原因の一因はあるだろうというようなことで、学校を通じて家庭学習の強化と申しませうか、それをお願いしたということでございまして、来年度に向けて、今お話ししたような形で何とか全国に及ばなくても全道平均になるように各校長には、私のほうからもお願いを申し上げたというような形でございます。それから2点目のタブレットの関係、どのように評価しているかということかと思えます。タブレットにつきましては、小学校は4年生以上、中学校については全員の生徒に導入をさせていただいて、もう4年近くなるんでしょうか。今、現在も管内の町村からしますと、なかなか財政的に児童、生徒にタブレットが導入されていないという状況にありますけれども、うちは本当に先行いたしまして児童・生徒にタブレットを導入して、今現在、小学校については調べ学習を中心に活用させていただいていますし、中学校においても理科だとか他の教科につきましても調べ学習を中心に使われているというような状況にありまして、導入することによっての評価というのはやはりタブレットに慣れるということで、来年度から新しい学習指導要領が全面実施をされるということでプログラミング教育も来年から始まるということですので、具体的にタブレットを使ったプログラミング教育というのは、なかなか難しいんですけれども、そういう先進的なこともやっているということでもありますで、さらに教育委員会としても、このなかなか得意な先生とそうでない先生がいるものですから、その先生によってはですねなかなかタブレットを十分に駆使していないというような状況もありますし、先日、十勝教育の義務教育指導官の学校訪問、小学校、中学校の2回目の学校訪問を終えたわけですが、その指導官からも大型モニター、実物投影機、これも導入させていただいているんですが、これを使っている先生とそうでない先生がいるということで、ぜひとも指導官からは常時使えるように実物投影機を、常にその時に使えるようにするのでなくて、常時使えるような工夫をこらさせていただきたいというようなことで、指導官からの指導というか、指摘がありました。そういうことも含めて、教育委員会としてもこれからもタブレットや実物投影機等の機械を通して、教育を進めてい

きたいというような考えを持っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田稔）

ここで暫時休憩といたします。再開は1時15分といたします。

休憩 12時05分

再開 13時15分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑ありませんか。10番、安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

順番に再質問させていただきます。まず厚生病院に対する運営補助についてなんですけれども、その歴史と経緯と内容について理解はできるわけなんですけれども、これは平成26年から毎年240万円から250万円、今年度については300万円ということのようなんですけれども、過去に厚生病院建設の時に、以前も全員協議会の中で前町長から説明があつて、建設費用の市町村への負担という話があつて、それに対しては応じられないということで町村会も蹴ったという言い方したらおかしいんですけれども、それに代わる代替えとして帯広市が7割、町村会のほうが3割ということできているわけなんですけれども、先ほど不採算部門に対する補填という答弁、説明もあつたわけなんですけれども、私の聞く限り、厚生連の全道の病院の中で唯一黒字経営をしている帯広厚生病院なわけです。帯広厚生病院と言えば、十勝の拠点の病院、当然拠点の病院だし、それは3次医療部門としての大きな役割があるということは、当然理解できますし、町村会が決めたことに対してうんぬんというのは、今、あるわけではないんですけれども、やはり鹿追町のように自治体病院を抱え、その運営を、本当に医師の確保から厳しい運営、経営を強いられて、今回も約3,700万円の繰出金で病院を支えている状況の中で、自治体病院を持っている町村と持っていない町村がこれからいくと均等に、それから患者数で対応しているということでそういった部分も多少改善の余地があるのではないかというふうに考えるんですけれども、そのへんのことは、町長まだなつたばかりでなかなか厳しい状況はあろうかとは思いますが、考え方をまず最後にお聞かせをいただければと思います。

○議長（吉田稔）

答弁、松本副町長。

○副町長（松本新吾）

3次医療圏としての厚生病院の運営赤字の補助につきましては、担当の佐々木課長から話したとおり、そういう経過をもって現在も運営の部分について、均等割と病院の利用者割、人数割、これは、十勝管内全体を全ての町村ごとに、町村会のほうで把握をしながら人数割の部分でうちの場合は、今年は300万円というふうに、決定をされているところであります。全体的には町村が3割、帯広市が7割ということでそれも、今も守られております。この補助につきましては、スタート当時は、国の特別交付税の対象経費であって当時は100%、国の特別交付税の措置という内容でスタートしたものであります。ただ特別交付税も算定の見直しがあつて現在はかかった経費の一般財源の8割を国の特別交付税で措置しましょうと、ですから、今回300万円ということですので2割の60万円は一般財源、240万円は、後々特別交付税で措置されるというような内容の補助金になっております。これにつきましては帯広市を含めて十勝町村会の中で、当時、それぞれのルールの中で決めた内容でありますので、今、その内容を町村会に持ち出すことができるのかどうか。そういうようなことを検討しているところがあるのかどうか。自治体病院もあるところが、公的病院ですとか自治体病院の持つ町村もありますので、水面下ではあります若干、私のほうで事務的な形として調査をさせていただいて、そういうことができるかどうか、まず検討させていただきたいと。それぞれ長くやっている事業ですので、今、まさにこの時期にということになるのかどうかは、聞き取りをしましてそれぞれ相談をさせてもらいたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田稔）

いいですか。10番、安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

最後、もう1点、先ほど教育長から教育委員会の考え方等についてご答弁をいただきました。来年から指導要領も変わる。それから指導書も新たなものになっていくということなんですけれども、先ほども申しあげましたように、学力テストの中で見解として小学校における家庭学習の強化ということでございましたけれども、先ほどもありました情報通信技術の活用がまだうまくいってないという状況で、本日、どこの新聞も一面、この高校を調査した全国の調査内容の中でやはりそのICT技術の活用が現場で十分されていないということの評価もありましたし、読解力が低下していることによって、全体的に学力の地位が落ちているという中で、ゲーム等については本当に優れた能力はあるかもしれないけれども、そのICTのものをうまく学習に取り入れ切れていないというふうに評価で

きるのかなということもありますし、先ほど申し上げましたように指導する先生によっても差があるという中で、今後その定期的に講習を行なってある程度統一した形の中で利用する。それから電子黒板も同じように活用ができるシステム、それから先生方の能力の向上といったことが求められてくるというふうに考えるわけです。そのために今後教育委員会としても一貫した指導の中で進めていただくことによって、鹿追町、高校においてはレベルの高い学力の評価も受けているわけですから、全体にやっぱり小学校、中学校からスムーズに高校に行って学力の向上が図れるような体制づくりが必要ではないかと思うのですけれども、最後にそのご答弁をいただいて終わります。

○議長（吉田稔）

大井教育長。

○教育長（大井和行）

今、お話ありました今日の道新にも載っていましたが、やはり教員の必須能力の向上というのがやはり一番大事なのかなというふうに思っています。過去にも夏休みの子どもたちのお休みの期間、また冬休みの期間に教職員の学校の先生を集めたプログラミングの教育の研修会だとか、先ほどお話ありましたタブレットの扱い方、これを専門業者を呼んで過去に何回か開催をさせていただいて、教職員の資質向上には努めさせていただいていますけれども、やはりまだ現場の中では、先ほどもお話ししたとおり、得意な先生とそうでない先生がいるということで、授業にもその差が出てきているという状況にもあるのかなというふうに思っておりますので、教育委員会としてもさらに、今、お話あったようなことも含めて最善の努力をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思っております。

○議長（吉田稔）

他に質疑ありませんか。1番、清水議員。

○1番（清水浩徳）

52ページ、学校管理費について質問します。鹿追小学校のバリアフリー化、改修設計で300万円ほど上がっているんですけども、この設計するということはバリアフリーにすると思うんですけども、子どもの安全のためなのか、それとも車いす等を必要としている障がいのあるお子さんがいるのか、お伺いしたいのですけれども。

○議長（吉田稔）

宇井学校教育課長。

○学校教育課長（宇井直樹）

お答えします。今、令和の3年度に下肢が若干不自由な児童が入学の予定です。そちらに合わせて、鹿追小学校が今、1階が1年生と2年生、2階が3年生から6年生までが教室を使用していますので、そちらのほうを解消するためのバリアフリー化、さらにトイレ等も併せて改修するという設計を行う予定です。以上です。

○議長（吉田稔）

清水議員。

○1番（清水浩徳）

改修するのは、玄関は当然しないとならないと思うのですが、トイレと、いずれ学年が変わってきたら教室を、上に上がるためのエレベーターとかも考えてられているのでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、宇井学校教育課長。

○学校教育課長（宇井直樹）

当然、1階から2階にわたる手段としてはエレベーター等々が考えられるということで今、考えています。

○議長（吉田稔）

清水浩徳議員。

○1番（清水浩徳）

エレベーターというのは、中を大々的に改修をして箱形のものを付けるのか。それとも階段等を利用して簡易に上がれるような車いすごと上がれるようなエレベーターを造るのでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、宇井学校教育課長。

○学校教育課長（宇井直樹）

それを実施設計が決まった際に今度専門の業者のほうと学校の構造を見ながら付けていく方向で考えたいと思っています。階段を利用するか、そもそも車いすが上がれるような箱型のエレベーターになるか、それが学校の中になるのか外になるのか。全て学校の構造上の問題というものもありますので、そちらを総合的に検討しながらというふうに考えています。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（吉田稔）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程16 議案第74号 令和元年度鹿追町国民健康病院事業会計補正予（第2号）について

○議長（吉田稔）

日程16、議案第74号、令和元年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第74号は、令和元年度国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）となるものです。第1条、令和元年度国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるといたしまして、第2条は、予算第2条に定めます業務の予定量の補正であり、（3）年間患者数1入院「13,140人」を、1,540人減として「11,600人」に、2外来、「22,895人」を4,177人減として「18,718人」に、（4）一日平均患者数1入院「36人」を、4人減として「32人」に、2外来「95人」を17人減として「78人」に、（5）建設改良事業1有形固定資産購入費「500万1千円」を「720万1千円」とするものであります。第3条は、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきましては、第1款、病院事業収益、第1項、医業収益から2,696万3千円減額、第2項、医業外収益に3,737万6千円を追加しまして、補正後の額を7億3,440万4千円とするものであります。支出につきましては、

第1款、病院事業費用、第1項、医業費用に1,041万3千円を追加し、補正後の額を7億3,440万4千円とするものであります。第4条は、予算第4条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、かっこ書き中の資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額500万1千円に220万円を追加しまして720万1千円に改め、支出の補正は第1款、資本的支出、第1項、建設改良費に220万円を追加しまして、補正後の額を4,978万9千円とするものであります。第5条は、予算第6条に定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であり、(1)職員給与費「3億8,292万9千円」を「3億9,025万6千円」とするものであります。第6条は、予算第7条に定めます他会計からの補助金の補正であり「2億263万8千円」を「2億4,001万4千円」とするものであります。補正の詳細につきましては、次ページの補正予算説明書により説明申し上げます。収益的収入及び支出の収入は、病院事業収益、医業外収益、入院収益で4,830万7千円の減額、外来収益で、2,134万4千円の追加、医業外収益の他会計補助金で3,737万6千円の追加であります。支出は病院事業費用、医業費用、給与費で合計732万7千円の追加、経費で合計284万1千円の追加、研究研修費で24万5千円の追加であります。資本的収入及び支出の支出で、資本的支出、建設改良費、有形固定資産購入費で電気メス外購入で220万円の追加であります。以上、国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(吉田稔)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田稔)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田稔)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長(吉田稔)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 17 議案第 75 号 令和元年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（吉田稔）

日程 17、議案第 75 号、令和元年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 75 号は、令和元年度簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）となるものです。令和元年度簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 400 万円を追加しまして、総額を 1 億 5,854 万 6 千円とするものであります。補正予算の内容につきまして、歳出、66 ページよりご説明いたします。事業費、水道施設費、施設管理費の需用費、光熱水費、修繕料の合計で 400 万円の追加であります。次に歳入、前ページからご説明いたします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で 279 万 4 千円の追加、款項目、繰越金の前年度繰越金で 120 万 6 千円の追加であります。以上、簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 75 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 18 議案第 76 号 令和元年度鹿追町下水道特別会計補正予算(第 3 号)
について

○議長（吉田稔）

日程 18、議案第 76 号、令和元年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 76 号は、令和元年度下水道特別会計補正予算（第 3 号）となるものです。令和元年度下水道特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 715 万 7 千円を追加しまして、総額を 3 億 7,807 万 3 千円とするものであります。第 2 条は、地方債の補正変更であります。補正予算の内容につきまして、歳出、74 ページよりご説明いたします。管理費、施設管理費、公共下水道施設管理費の役務費で 89 万 1 千円の追加、農業集落排水施設管理費の給料で 1 万 8 千円、共済費で 9 万 3 千円、需用費、修繕料で 51 万円のそれぞれ追加、款項、事業費、個別排水処理施設整備事業費の需用費、修繕料で 70 万円、役務費で汚泥引抜で 154 万 5 千円、工事請負費で 340 万円のそれぞれ追加であります。次に歳入、73 ページからご説明いたします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で 26 万 5 千円の追加、款項目、繰越金の前年度繰越金で 399 万 2 千円の追加、款項、町債、下水道事業債の個別排水処理施設整備事業債で 290 万円の追加であります。次に 70 ページの、第 2 表の地方債の補正変更についてご説明いたします。起債の目的は、個別排水処理施設整備事業で限度額に 290 万円を追加しまして、補正後の額を 1,850 万円とするもので、限度額以外の変更はありません。以上、下水道特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程19 議案第77号 令和元年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（吉田稔）

日程19、議案第77号、令和元年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第77号は、令和元年度介護保険特別会計補正予算（第3号）となるものです。令和元年度介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによることといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ2,215万5千円を追加しまして、総額を5億3,628万4千円とするものであります。補正予算の内容につきまして、歳出、86ページよりご説明いたします。総務費、総務管理費、一般管理費の職員手当等で1万8千円、共済費で3千円のそれぞれ追加、保険給付費、介護サービス等諸費、住宅改修費の負担金で13万3千円の追加、地域密着型サービス給付費の負担金で1,130万7千円の追加、項目、高額介護サービス等費の負担金で56万8千円の追加、項目、特定入所者介護サービス等費の負担金で214万2千円の追加、地域支援事業費、一般介護予防事業費、一般介護予防事業費は、財源内訳の補正であります。包括的支援事業・任意事業費、包括的支援事業費の職員手当等で18万8千円の減額、共済費で3千円の追加、諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金の償還金で過年度国庫補助金返還金816万9千円の追加であります。次に、歳入ページ、82ページからご説明いたします。款項、介護保険料、第1号被保険者保険料の現年度分で292万6千円の追加、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金の現年度分で283万円の追加、国庫補助金、調整交付金の現年度分調整交付金で84万9千円の追加、地域支援事業交付金の現年度分で7万1千円の減額、保険者機能強化推進交付金、保険者機能強化推進交付金で29万1千円の

追加、道支出金、道負担金、介護給付費負担金の現年度分で176万9千円の追加、道補助金、地域支援事業交付金の現年度分で3万5千円の減額、款項、支払基金交付金、介護給付費交付金の現年度分で382万円の追加、繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金の現年度分で176万9千円の追加、地域支援事業繰入金の現年度分で3万6千円の減額、その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金で2万1千円の追加、款項目、繰越金の前年度繰越金で802万2千円の追加であります。以上、介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第77号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程20 議案第78号 令和元年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号) について

○議長（吉田稔）

日程20、議案第78号、令和元年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第78号は、令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）となるものです。令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ45万7

千円を減額しまして、総額を8,657万3千円とするものであります。補正予算の内容につきまして歳出、95ページよりご説明申し上げます。款項目、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金で45万7千円の減額です。次に歳入、前ページからご説明します。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金で4万9千円、その他一般会計繰入金で40万8千円のそれぞれ減額であります。以上、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程21 議案第79号 北十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について

○議長（吉田稔）

日程21、議案第79号、北十勝介護認定審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第79号は、北十勝介護認定審査会共同設置規約の変更についてであります。提案理由を申し上げます。審査会の執務場所である「音更町地域包括支援センター」が民間に委託されるため、新たな執務場所を定めるため規約の変更を行うものであります。変更内容についてご説明いたします。地方自治法第252条の7第2項の規定により、北十勝介

護認定審査会共同設置規約を次のとおり変更するをいたしまして、第3条は、審査会の執務場所の規定であり、「音更町保健センター内」に改めるものであります。次に附則は、施行期日の規定であり、この規約は令和2年4月1日から施行するものであります。以上、北十勝介護認定審査会共同設置規約の変更についてをご説明させていただきました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程22 同意第5号 鹿追町教育委員会委員の任命について

○議長（吉田稔）

日程22、同意第5号、鹿追町教育委員会委員の任命についてを議題とします。資料配布のため暫時休憩をします。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

提案者の説明を求めます。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

同意第5号は、鹿追町教育委員会委員の任命についてであります。提案理由を申し上げます。鹿追町教育委員会委員、高橋俊樹氏の任期が令和元年12月11日で満了になることによりご提案を申し上げます。内容を申し上げます。次のものを鹿追町教

育委員会の委員に任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によって、議会の同意を求めるとするものであります。議会の同意を求めるものについては、住所、鹿追町笹川北15線8番地12、氏名は、高橋俊樹氏であります。昭和26年1月17日生まれでございます。高橋俊樹氏の履歴につきましては今お配りのとおりでございます。平成17年の10月から教育委員をお務めいただいて現在4期目でございます。ご覧いただいたとおり経歴等、人格、識見、優秀な方というふうに思っておりますので引き続き教育委員会教育委員としてご活躍をいただきたいと思っております。よろしく同意を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田稔）

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

これから同意第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

散会 13時54分

令和元年第4回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 2号

日時 令和元年12月12日(木曜日) 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 議案第 63号 鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

[総務文教常任委員会報告]

日程 2 議案第 64号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

[総務文教常任委員会報告]

日程 3 一般質問

1番 清水 浩徳 議員

8番 狩野 正雄 議員

4番 台蔵 征一 議員

2番 山口 優子 議員

9番 埴渕 賢治 議員

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(11名)

1番 清水 浩徳議員 2番 山口 優子議員 3番 畑 久雄議員

4番 台蔵 征一議員 5番 加納 茂議員 6番 上嶋 和志議員

7番 川染 洋議員 8番 狩野 正雄議員 9番 埴渕 賢治議員

10番 安藤 幹夫議員 11番 吉田 稔議員

4 欠席議員(なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町	長	喜井知己
農業委員会	会長	菊池輝夫
教育委員会	教育長	大井和行
代表監査委員		野村英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長	松本新吾
総務課長	渡辺雅人
総務課主幹	葛西浩二
会計管理者	津川修
企画財政課長	草野礼行
町民課長	平山宏照
福祉課長	佐々木康人
農業振興課長	菅原義正
農業振興課主幹	城石賢一
商工観光課長	富樫靖
建設水道課長	大上朋亮
子育てスマイル課長	松井裕二
ジオパーク推進室長	黒井敦志
瓜幕支所長	東原孝博
病院事務長	菊池光浩
消防署長	内海卓実
総務課総務係長	土田佳幸
企画財政課長補佐	武者正人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	宇井直樹
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの
事務局 長 檜 山 敏 行

9 議会事務局職員出席者

事務局 長 坂 井 克 巳
書 記 高 瀬 俊 一

令和元年12月12日（木曜日）午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

これから本日の会議を開きます。

日程1 議案第63号 鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

〔総務文教常任委員会報告〕

○議長（吉田稔）

日程1、議案第63号、鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。本案については、12月4日の本会議において総務文教常任委員会に付託され、審査を終え、報告書が提出されております。総務文教常任委員長長の報告を求めます。畑久雄委員長。

○3番（畑久雄）

委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。記、1、審査日、令和元年12月10日火曜日、2、審査結果、事件の番号、議案第63号、件名、鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、審査の結果、原案可決であります。

○議長（吉田稔）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程2 議案第64号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等

を図るための関係法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

〔総務文教常任委員会報告〕

○議長（吉田稔）

日程2、議案第64号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。本案については、12月4日の本会議において総務文教常任委員会に付託され、審査を終え、報告書が提出されております。総務文教常任委員長の報告を求めます。畑久雄委員長。

○3番（畑久雄）

委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。記、1、審査日、令和元年12月10日火曜日、2、審査結果、事件の番号、議案第64号、件名、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。審査の結果、原案可決であります。以上です。

○議長（吉田稔）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程3

一般質問

○議長（吉田稔）

日程1、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。

1 番、清水浩徳議員。

○1 番（清水浩徳）

議長のお許しを得て、一般質問をいたします。私は、地域強靱化計画の策定について町長のお考えを伺います。平成25年12月に、強くしなやかな国民生活を図るための防災・減災等に資する国土強靱基本法が、公布・施行されました。都道府県は今年3月までに全て策定済みですが、自然災害が相次ぐ一方で対策のベースとなる市区町村レベルの計画が進んでおらず、政府は、地域の防災・減災を加速させるため、国土強靱地域計画の策定を促進する方針を今年8月に示しております。内閣官房の公表によりますと、北海道で既に計画を策定している団体及び市町村数は17団体、策定中または策定予定の市町村は68とありますが、今月12月10日の公表で160に増えておりますので、訂正をお願いいたします。この160団体の中に鹿追町も含まれているのを確認しております。そこで次の2点について質問します。1、鹿追町国土強靱化地域計画策定の進捗状況は。2、計画に明記する推進事業内容は。以上2点について、町長のお考えをお伺いします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

清水議員からは「国土強靱化地域計画」について、2点についてご質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げます。わが国は、平成23年に発生した東日本大震災において未曾有の大災害を経験し、これまでもさまざまな対策を講じてきましたが、大規模自然災害への平時からの継続的な備えとシステム構築が重要課題として再認識されました。鹿追町においても、平成28年8月の豪雨被害や、30年9月の北海道胆振東部地震においてブラックアウトを経験し、自然災害における備えの重要性を再認識したところであります。国では、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法を制定し、翌年6月に同法に基づく、国土強靱化基本計画を閣議決定する等、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みを順次整備しており、地方自治体での強靱化地方計画の策定が望まれているところであります。道内では、現在17市町村で策定済みでありまして、鹿追町については未制定ということでございます。

それでは、1つ目の「鹿追町国土強靱化地域計画策定の進捗状況」についてお答えをいたします。鹿追町では、現在、来年度、令和2年度中の策定を目指して鹿追町国土強靱化

地域計画の策定作業に取り掛かっているところでありまして、盛り込む内容の検討等を中心に情報収集を行なっているところでもあります。国土強靱化地域計画は、大規模自然災害等を想定しながら、最悪の事態に至らないために事前に取り組むべき施策を取りまとめるものであります。防災の範囲を超えて、まちづくり政策、産業政策も含めた総合的なものが想定され、あらゆるリスクを見据えつつ、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を作り上げていこうとするものであります。地域計画は、国土強靱化の観点から、地方公共団体におけるさまざまな分野の計画等の指針になるものとされていることから、現在策定作業中の第7期鹿追町総合計画の内容とも調和を図るべく努めているところでありまして、また主に災害時・災害後の対応を示した「鹿追町地域防災計画」との整合性も図ってまいりたいというふうに思っています。国土強靱化は、住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通して、広くまちづくりに資するものと捉え、地域計画の策定に取り組みたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

2点目の「計画内に明記する推進事業内容は」についてお答えをいたします。地域計画の基本的な構成としては、国土強靱化計画との調和が保たれる必要がありますが、それぞれの市町村における地域特性の違いを考慮し、地域計画の構成に一定の柔軟性を持たせることも重要とされています。推進内容といたしましては建物、橋、道路などのハード面の対策、また防災教育やハザードマップなどによる啓発などソフト面の対策が考えられます。ハード対策は、施設の整備や耐震化のように対策の実施や効果が現れるまでに期間を要するものもありますが、ソフト対策は限られた財源の中で短期間に一定の効果を得られる対策と成り得るものです。地域計画の策定には、ハードとソフトを適切に組み合わせた多重防御の考え方で、計画的に施策を推進し、住み良いまちづくりにつながるものになればと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いを申し上げまして答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。清水浩徳議員。

○1番（清水浩徳）

国土強靱化地域計画は、住民の生命や財産を守るため国土強靱基本法に基づき、町が防災・減災、インフラ対策等をソフト・ハード両面で定める計画と認識しております。2020年には、計画に明記された事業に補助金、交付金を優先的に配分する方式を導入して

いく方針も示されております。新しい町政が今年5月からスタートし、各課においても人事異動がありました。鹿追町の強靱化に当たってはこれまで以上のソフト対策を重視する必要があると考えます。そのための訓練として、災害対策本部に状況判断をさせる図上訓練や関係機関が協力して取り組み実践的・効果的な訓練とするために人、物等を動かす実動訓練など実際の判断、行動を伴う工夫も大切と思います。ハード対策としては、各学校が避難所として指定されております。Wi-Fiについては充実しているようですが、防災備品として発電機、大型扇風機等、避難所として必要な装備の充実を図ることも必要ではないでしょうか。また、然別川においては、56災害以降、川底の砂利の除去を実施しておらず、川底が上がっているとも聞いております。川底の調査や砂利の除去も必要ではないでしょうか。災害リスクや地域の状況に応じてソフト対策とハード対策を、適切に組み合わせて効果的に取り組むことが町民にとって安心・安全な生活につながると思います。先ほど答弁でハード対策、ソフト対策について答弁いただきましたけれども、町長のソフト対策及びハード対策について、もう少し具体的なお考えを聞かせていただければと思います。

○議長（吉田稔）

答弁、平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

清水議員からご指摘がありました件について、私の立場からお答えさせていただきます。ソフトとハードの組み合わせによる効果的な実施ということをございますけれども、まずは役場庁内体制の強化、または関係機関との協力体制の強化、必要な体制の必要な備品に対するの装備の設置等については、今後この強靱化計画の中でも盛り込んでいきたいと思っております。またこの強靱化計画の中に盛り込む内容については、非常時だけでなく、平常時における町民の暮らしにも役立つものと考えております。例えば建物の耐震化、道路の整備、通信手段の整備、中には冬における除雪体制の強化も含まれていると思いますので、そここのところを考えながら計画の策定等に当たっていききたいと思っております。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをしたいと思います。今、町民課長が答弁したとおりでありますけれども、防災訓練等、過去には中央公園等で大きな防災訓練もやったこともございますけれども、しば

らくそういう形で実施をしておりませんので、来年度についてはいろいろ来年は、開町100年とかいろんな事業を今、練っていますけれども、そういった中でひとつのものとしてちょっと大きな訓練というのは実施をしていきたいなというふうに思っています。あと防災備品の関係ですけれども、発電機等々については、今年も予算化をさせていただいて少しずつ整備をしていっております。なかなか全ていっぺんにというわけにはいきませんので、毎年、財政状況だとか、整備状況を見ながら少しずつ整備していく必要があるというふうに考えておりますので、それについては引き続きやっていきたいというふうに思います。あと然別川の関係につきましては、北海道が管理する河川ということは、皆さんご承知だというふうに思っています。ただ56災害以降、改修してその後の管理の面でいろいろやはり28年の雨の時も非常に心配した状況になったという面もありますので、これについては北海道のほうにいろいろその都度お話をしておはしておりますけれども、なかなかそう簡単には進んでいないという状況もありますので、これはしっかりもう一度、北海道のほうに申し入れというか、文書をもって申し入れをしていく必要があるというふうに考えておりますのでご理解をいただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（吉田稔）

清水議員。

○1番（清水浩徳）

これで終わります。

○議長（吉田稔）

これで清水浩徳議員の質問を終わります。

続いて8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。標題は、施設・備品の管理方法ということでございます。要旨を述べます。役場施設、備品の管理方法について質問いたします。町民ホールに配備されている会議用テーブルのキャスターが何台も故障して使用できない状況や外部からの情報連絡に欠かせないFAXが配備されていない部署、庁舎入口の案内表示板が更新されていない等、見受けられます。1、配備されている備品が安全に使用できるか、数量があるか等、定期的な棚卸管理はどのようにしているのか。2、現状と合わない、古い表示のままになっている事例がないか点検したり、誰もが見やすく分かりやすい表示方法の研究を進める考えは。3、事務の効率化、

情報伝達の迅速化を図るため、機器の最適な配備を検討する考えは。4、施設の長寿命化を目指し、5S(整理、整頓、清掃、清潔、しつけ)の視点で意識改革を推進する考えは。以上です。

○議長(吉田稔)

答弁、喜井知己町長。

○町長(喜井知己)

狩野議員からは「施設・備品の管理方法について」、4点ご質問をいただきましたので順次お答えをいたします。

1つ目の「配備されている備品が安全に使用できるか、数量があるかなど定期的な棚卸管理はどのようにしているか」についてであります。自治体の財産につきましては、地方自治法及び地方財政法の規定により、「常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない」とされています。本町においても、法の規定を受け、鹿追町財務規則において、備品を含む物品は、「良好な状態で常に供用し、整理、保管又は使用しなければならない」としています。具体的な管理方法は、備品を使用する所管課において備品台帳を備え、年数・数量などを把握し、備品の調達、処分などを行う際は、事務決裁規定の金額等の区分はありますけれども、これに基づいて町長の決裁を経て行なっているところであり、備品の状態についても、随時点検しながら、大切に使用しているところでもあります。新たに、備品が必要となる場合には、所管課から財政部局を経由し、町長の決裁の後に、議会のほうに予算案の提案をさせていただき、予算措置がなされたならば購入すると、こういう流れであります。ご指摘のありました、会議用テーブル等、町民ホールに多くの備品があるわけですが、これについては施設がオープンした平成5年に設置された物ということで、25年以上が経過しており、中には使用不能により、更新を行なっている物もあるわけであります。設置されているテーブルや椅子は、その数も非常に多いということから、今後は、これに新たに備品チェックリストを作成して、修繕履歴や備品の状況を把握するように考えております。また公民館の各分館におきましても、これまでと同様、定期的に職員が巡回して施設の状況を確認するとともに分館長と連携して対応していきたいというふうに考えています。いずれにいたしましても、利用者の皆さまにご不便をお掛けしないように、また快適な環境を提供できるように努めてまいりたいと思いますので、ご理解下さいますようお願いを申し上げます。

2つ目の「現状と合わない、古い表示のままになっている事例がないか点検したり、誰

もが見やすく分かりやすい表示方法の研究を進める考えは」についてであります。ご指摘をいただきました、これは庁舎入口の案内掲示板についてということでもありますけれども、来庁される方々が目的の場所にスムーズに移動できるように、15年程前に設置したものであります。現在は、「総合案内窓口」での案内の他、在庁する職員が、庁舎内で行き先を迷っているような方を見かけた場合などは、当然お声かけをしたり、目的の場所に案内を行なっているところでもあります。案内掲示板は、内容変更があればその都度修正をしておりますが、一部表示が古いままの箇所があり、現在は当然ですけれども正しい表示に修正をしております。今回の掲示板に限らず、全庁的に表示の見やすさも含め、随時点検の徹底をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

3点目の「事務の効率化、情報伝達の迅速化を促進するため、機器の最適な配置をする考えは」についてでありますけれども、地方創生を推進している現在、今後ますます行政需要が複雑、多様化、あるいは高度化する中で、限られた行政の資源を一層効果的に有効活用していく必要があるというふうに思っています。狩野議員のおっしゃるとおり、事務の効率化、情報伝達の迅速化を進めることは当然であると考えておりますし、その為に機器の最適な配置、有効利用に努めてきたところでもあります。ご指摘のありましたFAXが配置されていない部署とは、神田日勝記念美術館のことをおっしゃっているというふうに思いますが、狩野議員もご存知のように、現状を申し上げますと神田日勝記念美術館には、専用のFAXは配置はされていません。町民ホールと共用での使用ということでありまして、送受信の際には、美術館職員が、町民ホールに行って、この作業を行なっているという状況であります。最近では、コンピュータ機器がそれぞれの職員に配置をされまして、メール等での情報伝達が多くなっているのも事実であります。またFAXを使用しているというのも、これは事実であります。今後、事務の効率化を含めて、機器の配置につきましても、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

4つ目の「施設の長寿命化を目指し、5Sの視点で意識改革を推進する考えは」についてであります。貴重な行政財産である施設や備品を大切に長く有効活用するために、5S活動を推進することは、施設などの異常、故障の未然防止など長寿命化のみならず、業務効率、行政サービス、あるいは職員のモチベーションの向上にもつながるものであると考えています。これまで同様、整理、整頓、清掃などに加えて、職員の意識の持ち方、こ

れについても、今一度、引き締めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

この間、町民ホールのテーブルが、キャスターが壊れたんです。それも1台ではなくて、7台くらい壊れた。キャスターは足が取れてしまうと使い物にならないんですよ。それが同じように7台も故障して使えないという状態があったわけです。このキャスターというのは世の中に非常に大切な部材なんです。人命にかかわるくらいな安全基準が高く求められている部材なんです。例えば車いす、ベビーカー、いろんなものにありますが、この下についているキャスターは、途中で取れるとかそういうことは世の中にあってはならないということで、非常に厳しく規定されています。これが同じように壊れるということは、これどういうふうに直したか伺いますけれども、これは私は世の中に問うてもいいんでないか。製造物責任法というような、いわゆるPL法とも言われていますが、製造物に責任を持ちなさいと、それからそういうものを販売してはいけませんということも、これ消費者保護の法律です。そういうものが該当するのではないかと私は思いましたけれども、そういう視点でこのキャスターの故障したのが何台も発生したということに疑問を持たなかったんですか。そのへんちょっとお聞きします。

○議長（吉田稔）

答弁、浅野社会教育課長。

○社会教育課長（浅野悦伸）

キャスターの件につきましてですけれども、一応当初、購入当時は持ち上げてもキャスターが取れない状況だったんですけれども、長年使っているうちにキャスターと足の部分とが摩擦によって擦り減ってきているという状況みたいで、そのままテーブルを横に転がしている分には取れることはないんですけれども、持ち上げると甘くなって取れてしまうという状態だったことは事実でございます。今回、そのへん、私どものほうで接着剤とかそういうもので全て持ち上げても取れないような形に今して、この間も確認したんですけれども、持ち上げても取れない状況にはなっております。それからPL法についてでございますけれども、私も少し勉強をさせていただいたんですけれども、業者のほうにも、事

務機器の業者のほうにも訪ねてはみたのですけれども、外れやすくなった部分については、平成5年に購入した物でございまして、長年使っているうちに擦り減っていく部分についての、会場テーブルに関しての耐用年数を調べてみると15年というようなこともありまして、耐用年数は現状では過ぎているのかなというこの話であったものですから、私どもとしては、今後キャスターとかそういうものが取れないように常に確認しながら町民の皆さん、利用者の皆さんが快適に使ってもらえるように努力をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

備品の管理だとか施設の管理、特に備品なんかは備品台帳という形で管理すべきものだと、台帳があると思うのですけれども、何番のものが、いつ、どういう事情で壊れたか、どういう修理をしたか、そういうことが誰もが見ても分かるようにしないと。ところがああいふ備品には、財番というか、通称備品番号ですか、そういうものが付されていないと思うのですが、どういうふうにそういうものが付されていないものを管理しているのですか。

○議長（吉田稔）

浅野社会教育課長。

○社会教育課長（浅野悦伸）

私のほうといたしましては、購入時点で一連の備品番号と備品台帳が突合されているものは、白いテープで貼っているはずなんですけれども、狩野議員の見たものが、もしかしたらそのテープが長年使っているうちに外れたのか。基本的には全部備品台帳と同じ番号が椅子からテーブルから何から1つずつ貼って、それと突合するようになっております。

○議長（吉田稔）

狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

やっぱりそういうように貼ってあるかもしれませんが、私は見たことがない。そういう備品の数がいくつあるとか、どういう経過で購入したとか、どういうことが故障して修理したとか、そういうことを確認しておくべき、誰が見ても分かるようにすべきだと思うし、これ車両なんかだと定期的に車検というのを公的機関でやるわけですけれ

ども、だからそういうものをきちっとすべきだと思いますし、私、確認したら新品同然ですよ。いつ壊れたかというのが分かるのですか。この台はいくつ壊れて、先月はいくつ壊れて、どういう修理をしたのかということも分かるようにしないとイケない。だけど故障したまま物置きに入れていくというのは、私はよくないと思いますよ。それとその都度不具合があったらまとめていつかするのではなくて、その都度その都度、修理の専門家、整備工場とかそういうところでもいいです。キャスターは軽く考えているけれども、人命にかかる部材なんだということを認識を持たなきゃいけないのではないかと思います、そういう意識付けというのはされているのですか、町長。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。備品の管理については、浅野課長が答弁したとおりで、きちっと備品台帳を整備してそれぞれ数の管理、それから導入年度を整理をしています。当然備品の種類によって、当然車両等であれば修繕の記録なりきちっと残っているものもありますし、なかなか数が備品といってもいろんな種類があって先ほど来、お話の出ているテーブル類については、数が相当あるわけですから、当然おっしゃるキャスター等の本当に安全上重要な部分については、ご指摘もいただいていますけれども、きちっとそのへんの整備は当然していけるものだというふうに思いますので、今までもやってはおりますけれども、たまたま数の中でそういう事態が、もしかしたらあったのかもしれないけれども、しっかりそのへんはきちっと直していけば、それで大丈夫な問題でありますので、今後そういうふういきちっと管理をしていきたいと思ひます。本来は1つ1つ修繕の履歴とかあればそれはそれにこしたことはないんでしようけど、物理的にそれも難しいケースもありますから、必要に応じて備品の、どれも大切ですが、特にそういう利用者の安全に関わるものについては今後しっかり管理をしていきたいと思ひます。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

そのへんこれからもチェック方法とか管理方法、全部、十分庁舎内で検討していただきたいと思ひます。

次、案内表示板につきましては、やはりその都度その都度同じように見直すという意識

付けが必要です。15年前に作ったものがそのまま引き継がれているというのは、これはおかしいです。この間も条例改正であったのですけれども、たった一字、ルビが付けるか付けないかで議案になっている状況の中で、表示板が、あの表示板が私も驚きました。助役室になっているんですね。助役から副町長に変わったのは相当前ですよ。それがそのままあっていいのかなと思って疑問に思ったんです。特にこの間、私も政務活動や所管事務調査でいろんな役所、それから議会、そういうものを訪問いたしました。まず行ってそこで確認するのは入口の行き先表示板なんです。そこが非常に見やすくまた分かりやすく表示されている例を感じました。だからそういうものを常に変化があったらすぐ気付くような意識付け、そういうことを見逃さないことではないかと思います。そういう意識付けもモチベーションもそうですけれども、しつけるということにつながるのだというふうに思います。それと2番の総合案内窓口のところなんかございまして、非常にそういう面では関連すると思うんですけれども、私も今回、輪島だとか七尾とかそういうところ行きました。行って探していると職員がすぐ来て「鹿追町議会さんですか」と言われた。「こちらでお待ちください」と、そういう案内の方法が非常に洗練されているというか、感じました。どうしたら町の印象を高めるか。それも1つの職員の心がけでないかなというふうに思います。素晴らしい対応を感じてきました。そういう意識付け、そういう職員の情報連絡もあると思うんです。私は議会事務局に申し込んだのですが、議会の事務局の人が「9時になったらこういう人が訪問されるから来たら連絡してください。案内してください」とそういうことでした。ですから私が行こうとしても「こちらの席でかけて待ってください。今、担当の者がまいりますから」ということでそういう案内の方法もこれからやることも必要でないかと思いました。そういう4つ目のことと重複しますけれども、そういうことを考えていくのはいかがですか、副町長。

○議長（吉田稔）

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

ご指名いただきましたので、今、狩野議員からのお話がありましたけれども、それぞれ私も国の機関に行ったときにどういうふうにお迎えをしてくれるか、それぞれ経験をしております。確かに行って事務の方々が皆さん立ち上がってお辞儀をしながらお迎えをしてくれる。これは本当に気持ちの良いものでもあり、さすがに統制の取れた組織だなというふうに思うものであります。庁内においてもそのような指導をしておりますが、今後も

徹底して連絡も含めて窓口であります総務課を中心に対応をしてみたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田稔）

狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

ぜひそのへん検討してください。それから3番目にありますが、情報社会の中、やっぱりそういう事務機器を充実させるということは、非常に今、当たり前のことを整備していないんじゃないかと思います。私もこの間、金沢の21世紀美術館というところに視察研修を申し込みました。そうすると21世紀美術館からは「神田日勝記念美術館からの紹介という形でFAXを送ってください」ということで、美術館同士のそういう紹介でぜひお願いしますということ、美術館に行きまして、私も「この紹介状、美術館からの紹介の形で21世紀美術館に送っていただけないか」と言ったら、「議員、うちにはFAXがないんです」、その時初めて美術館というのはFAXなかったんだと気づきました。「どうしているの」と言ったら、「その都度、町民ホールにある教育委員会に取りに行ったりしているんだ」と、「不便でないの」と言ったら、「不便だ」ということも言われました。だけど課長はそのへん、どう考えているのかなと思いますけれども、100メートル片道あるんですよ。往復200メートルですよ。片道100メートル、美術館から教育委員会まで、1日5回行ったら1キロですよ。大変な、そのために今年は3万人超えて、この間の補正予算でも1,300何十万の増額補正ですよ。それだけ、この美術館になつぞら効果で多くのがやってきているんです。その中には団体客で問い合わせで「FAX送ったんだけど、この時間でよろしいでしょうか」ということあります。その時間、FAXがまだこっちにありませんから、取りに行き先方から電話かかってきても不便だと思うんですけれども、そういうものを気付くというか、1,300万円以上の収入を上げている、そういう素晴らしい施設でFAXの機器ぐらい入れてやったらどうでしょうか。いかがですか。

○議長（吉田稔）

答弁、浅野社会教育課長。

○社会教育課長（浅野悦伸）

狩野議員が言われるように、神田日勝記念美術館の職員といたしましては、約100メートルくらいの距離、FAXを送る、受け取りに行くのに町民ホールまで取りに行かないとならないということ、美術館の担当としてはなかなか時間にしても担当のほうで「1

回送るとしたら4、5分ぐらいはかかるんだ」という話も私聞いて、今回聞きました。FAXの使用件数も、担当のほうで調べてくれて、昨年、平成30年で受信と送信で両方合わせて90件くらいやっているそうなんです。今年につきましては、やはり3万人以上来ているものですから、両方で850件、送受信でそのぐらいしていたということで、今年についてはお客さんがたくさん来て忙しい中、FAXを送る件数もこれだけあったということですから、なかなかちょっと大変だったのかなというふうに思います。今、FAXを付けるとしたらどれくらい年間かかるのかということも積算をちょっとしているところがございますので、私のほうからFAX付く付かないは全然言えないんですけども、一応そういうような資料的なものを作っているところがございます。以上です。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

FAXの関係については、過去に特に予算編成の時期なんかには、そういう話が例えば教育委員会のほうからこちらの財政当局に来ているか、過去のことは私、分かりませんが、来年度に向かっての予算編成作業入っていますから、そういった中で状況も今の件数なんかの話もありましたから、今、FAXもそうですけれどもメールだとかそういうものも実は充実してたり、スキャナーを使ったりだとかPDFだとかいろいろな方法もあったりするので、そういうこともありますけれども、いずれにしても予算の中で十分検討させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田稔）

狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

新年度予算でそういった事務の迅速化、情報の伝達の効率化を図るためにぜひそういうことを、もう一度チェックし直していただきたいというふうに思います。これで質問を終わります。

○議長（吉田稔）

これで狩野正雄議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時05分といたします。

休憩 10時51分

再開 11時05分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきたいと思います。答弁を求める人は、町長でございます。先進的地域として期待されている鹿追農業のこれからは、ということで質問させていただきたいと思います。今年の11月15日に鹿追町酪農振興会創立50周年記念式典が、町民ホールで120名の出席者のもと開催されました。鹿追町の基幹産業の大きな柱である酪農を、町の関係者全体で支援する体制が整ってきたことで着実に生乳生産量が伸びてきているところであります。酪農ほど多くの人たちに支えられ、規模拡大しながら活性化してきた産業は他にはないというふうに考えます。今も1戸当たりの乳牛飼養頭数は増加の傾向で、1戸当たり頭数で220頭を超え、平均出荷乳量も1,220トンになっているところであります。最近は特に国の支援策もあり、ロボット化の進んだ牛舎が増え、省力化も進んできているところであります。多頭化することで、ふん尿や雑排水処理の問題を先送りすることはできないと思います。環境に配慮した循環型農業の中心であるバイオガスプラント、その施設は全国的にも鹿追は先進地であり、全国各地から多くの視察者が訪れているところであります。稼働して13年が経過した1基目の中鹿追の集中プラントは、大きな修理が必要になってきており、次の10年に向け再構築を考える時期にもなっているところです。笹川など残された半数の4つの地域には、平成30年度に調査に入り「鹿追町家畜ふん尿処理基本構想」を策定されたところであります。地域からは4地区連名で町に対してバイオガスプラント建設についての要望書も出されているところであります。売電による収入を確保できるFITへの加入も今は難しい時期ではありますけれども、今後もさらなる事業運営を推進してほしいというふうに考えます。これからも安定した農業基盤を確保し、若い人たちが安心してこの鹿追で農業が継続できる支援策を続けることは重要と考えます。時代の変化に対応できる、先進的地域としての役割を果たしていくことが期待されていると思います。以下の点について町長のご所見をお伺いしたいと思います。1、町は第7期鹿追町総合計画を令和2年から実施する計画で今、進行中であります。またJA鹿追町は、現在第10次振興計画が進んでおります。要望があります第3のバイオガスプラント建設計画はどこまで進んでいますか。2、基幹産業としての酪農の規模拡大に伴う乳牛育成牧場の増頭対策はどのようになっていますか。町の税収を増やすためにも重要な問題と考えますが。3、次の時代の担い手育成事業であ

る「01農業塾」と「産業研修制度」の継続と男性研修生及び従業員を含めた今後の方向性というものは、どのように示されているかお示しいただきたい。以上の3点についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

台蔵議員からは、「先進的地域として期待されている鹿追農業のこれからは」と題して、3点についてご質問をいただきましたので順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の「要望がある第3のバイオガスプラントの建設計画は、どこまで進んでいるか」についてでありますけれども、議員もご承知のとおり鹿追町内では、平成19年中鹿追・鹿追地区、それから平成27年には、鹿追高台地区、これは国営事業であります。平成28年には、瓜幕地区に家畜ふん尿処理施設であるバイオガスプラントを整備し、町内で発生する乳牛ふん尿をこの3つで全体の約4割を処理している状況になっております。このバイオガスプラント未整備地区については、議員がおっしゃるとおり笹川、北鹿追、東瓜幕地区より早期の整備要望をいただいているところであります。このようなことから町として、平成30年度に未整備地区における家畜ふん尿処理の基本調査を実施をしております。調査では、処理量、施設規模や概算事業費、これらを調査しております。調査では、建設予定地が定まっていなかったということもあつて、令和2年度において建設候補地の調査を行うとともに、原料収集、それから消化液散布のシミュレーション、原料の含水率、性状等、これらを調査してマスタープランを策定したいというふうに考えています。また現在、建設を計画するに当たり、事業の運営収支を検討する中で課題というか、一番大きなものは、これはやっぱり系統への接続が現状として困難であるということだというふうに思ひます。国もこの問題に対して、経済産業省内に設置している総合資源エネルギー調査会、省エネルギー・新エネルギー分科会、新エネルギー小委員会、系統ワーキンググループというところで議論されているというふうに聞いています。10月8日に開催されたワーキンググループでは、電力会社より、現在制約がある基幹系統増強案が示されたところであります。この中で新たな特殊な変圧器等を導入することによって、道内では新たに120万キロワットの容量を接続できることが可能でありまして、道東地域、地域として若干広いんですけれども、この中で20万キロワットの接続枠が設けられることが可能というふうに考えられているところであります。当初15年間で600億円の事業費が

必要だと言われていたものが、この特殊の変圧器の導入によって最短で5年間、100億円の事業費で実施できる、こういう内容となっています。当初の計画案、600億円から比べて、当然期間的にも短く、事業費も下がっていますけれども、この100億円の事業費というのは、接続を希望する事業者が希望接続容量に対して入札をして、接続枠を購入するという形になります。電源接続募集プロセス、これが年明け早々に示されるというふうに聞いていますけれども、応募期間2カ月間程度というお話もありますことから、この要項等が示された段階で接続申込み等について、ぜひ申し込みということを進めていきたいというふうに思っています。その時は、議会にもまたご相談させていただきたいというふうに思っておりますけれども、設備増強がこの案でもやはり5年間が必要だということ、さらには事業費についても多額の費用を要することが想定されますから、早期の建設が極めて厳しい状況にありますけれども、補助率の高い事業等いろいろ模索しまして財源確保に努めて、できるだけ早期に整備すべく準備を進めていきたいというふうに考えております。また、消化液の関係ですけれども、現在は全量農地に還元してはいますが、今回検討している3つ目のプラントということでは、約15万トンの消化液というのが見込まれておまして、これら全量農地に還元するというのは、農地面積等を勘案すると非常に難しい状況というふうに考えています。現在、JA等関係機関と消化液の有効活用について、いろいろ協議しているところでもありますけれども、場合によっては一部利用ができない量を水処理するような可能性も含めて、いろいろ検討していかなければならないというふうに考えています。

2点目の「乳牛育成牧場の増頭対策」についてお答えをいたします。近年の預託申し込み頭数の増加に対応するため、平成28年度に600頭規模の舎飼施設を整備し、規模の拡充を図ったところでもありますけれども、現在においても預託申し込み頭数に対して、6割程度の受け入れとなっていると聞いています。生乳生産量は年々増加しております、本年も速報値でありますけれども、昨年比3千トン増の約11万5千トン、生産額にすると約116億円と過去最高の生産額が予想されているところでありまして、生産基盤の強化並びに農業経営の安定は重要と認識しているところでもありますけれども、預託頭数の増加を図るための施設整備、粗飼料の確保並びに家畜排せつ物の処理、さらには事業収支を検討する中で入牧料金等について、解決しなければならない課題がたくさんあるという状況であります。今、指定管理者であるJAはもとより議会の皆さんとも十分な協議を行なって検討してまいりたいというふうに考えています。

3点目の「次の時代の担い手育成事業である、01農業塾と産業研修生制度の継続、それと男性研修生及び従業員を含めた今後の方向性は」ということについてお答えをいたします。議員もご承知のとおり、担い手の育成や後継者育成ということで、平成10年、1998年より産業研修生制度、また2000年、平成12年より、01農業塾ということで実施をしているところであります。産業研修生については、平成30年度末で203名の方が研修を修了され、これまで約20名の方が町内で結婚されておりますし、研修後も農業などの従業員として町内に残られる方が増え、労働力対策にも貢献をいただいているところであります。また、01農業塾については、農業後継者を中心に毎年5名程度入塾され、座学、あるいは道内道外の移動塾など2年間、見聞を広げる活動などを行なっているところであり、これも平成30年度末までに79名が塾生として研修をされ、農業経営者・後継者として活躍をされています。本年度は、19期生4名と20期生5名の9名が塾生として活動しておりまして、当然、今後も引き続き、この産業研修生制度及び01農業塾事業について継続して進めていく考えであります。また従業員の対策の支援でありますけれども、過去にさかのぼりますと平成12年と13年、農業体験宿泊施設10戸の建設をはじめ、平成13年度からは定住促進住宅建設奨励制度、平成15年度からは賃貸住宅建設促進制度、さらに平成24年度から民間賃貸住宅家賃助成制度などの施策によりまして、住環境整備や住民生活の安定等を進めてきたところであります。これらの制度が活用されて、現在まで農業をはじめとする産業後継者や実習生、従業員の住宅が59件、戸数にして95戸、民間アパートについては23件、145戸が建設されたということでもあります。近年、本町において農業関係の大学生によるインターンシップを兼ねた短期的なアルバイトも増加していることから、この宿泊先として、ピュアモルトクラブハウスや旧犂羅館、これを提供しているところであります。また、労働力不足に対応した省力化のためトラクターなどのGPS位置情報システム、自動操舵システムの支援等を行なっており、町内でもすでに150台が導入されていると聞いています。今後も労働力確保に向けての各種施策をこれから推進していきたいというふうに考えています。また男性版産業研修生制度でありますけれども、受け入れ農家、それから住宅確保、これらの課題も当然あります。今後、特にJA鹿追町等関係機関とも協議しながら、さらに研究していきたいというふうに思っておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

大変細かくていねいに答弁いただきましてありがとうございました。まず1番目のバイオガスプラント、第3のバイオガスプラントの件であります。ちょうど昨日ですか、新聞に北電の関係で接続枠を購入するシステムというものを道東で20万キロワット増強するというお話が出てきました。以前にも全員協議会の中で口頭で説明いただいて承知していたところでもありますけれども、新聞紙上に出まして、一斉にそれぞれの行政並びに農業団体の方、十勝の中で現在、十勝バイオガス関連事業推進協議会という協議会の中で調査した今年の5月の結果で、希望が34基建設したいという希望が十勝の中にあるということで、非常にどこの町村も前向きに考えている状況の中で、わが町も3つ目のプラント、ぜひ前向きに検討したいというふうに、今の町長のご答弁で確認させていただきました。その中でありますけれども、北電に対して接続枠を購入するという鹿追町の基本的な考え方、それから入札ということなので100億を20万キロワットの中で、100億を集めなきゃならないということになっていますので、購入する場合、鹿追町はどのくらいの枠を考え、どのくらいの予算をかけなければいけないのかということをもっとお示しいただきたい。

○議長（吉田稔）

答弁、城石農業振興課主幹。

○農業振興課主幹（城石賢一）

お答えをさせていただきます。昨日も新聞の1面で北電の基幹接続の増強案が示されたところでもあります。20万キロワットの道東枠での組み込まれるということで、本町においても今検討を進めておりますバイオガスプラント未整備地区の整備に当たって、この枠はぜひとも確保しなければならないという形で今いろいろと調査を進めているところでございます。20万キロワットという枠を競争するという形ですので、何としても入札で勝ち取らなければいけないということで、その金額についてもいろいろ調査を調べて適正な価格で何とか確保できるように努めていきたいなというところでございます。現在、昨年実施いたしました基本構想の中では、最大で6千頭規模の処理規模になるということを経験してみると、中鹿追・瓜幕のバイオガスプラントの今、処理頭数等を勘案するとまだ検討段階ではあるんですけれども、1,500キロワット程度の接続枠を申し込む形になるかなと思います。今後、受益対象地区調査をいたしまして、詳細な処理規模を計算いたしまして、接続枠の購入については適正な容量で確保していきたいなというふうに考えております。

金額については今現在、調査中でありますので、おおよその金額というのは、今検討しているところでございます。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

今の説明で理解はいたしました。まだ出てきたばかりの話で実際に金額までは、報告できる状況ではないということでありますので理解いたします。接続枠を購入して、鹿追は次のプラント建設に向けてスタートするというふうにご理解させていただきたいと思えます。また、いろいろご説明いただいている中の資料、それから今、今回答弁いただきました中で、令和2年度において建設候補地、建設場所ですね、その調査、それから収集消化液のシミュレーションということは、どのような方法でまくか、散布するかということ、処理していくかということだと思えるんですけども、また原料の水分、それから性状を調査してマスタープランを策定したいということでありますので、これから再度マスタープランで計画を立てていくというふうにご考慮よろしいですね。それから、このプランを立てていく上で、やはり建設費も相当かかるであろうと。今、瓜幕のプラントが3千頭規模で動いています。それで約700から750キロワットくらいは発電して、2億円近くのお金を稼いでくれているということでありますけれども、枠を買って、それから建設費をかけて収集しながら利用者に利用料を払っていただく。それから液肥を買っていただいて、液肥代を収入にすると、やはり2本立て、3本立てで今までもやっていることですが、次のプラントが建設しようと思うと、今までよりは相当まだ経費が掛かっているということも予想されるわけですが、現段階で、この第3のプラントが場所を含めてマスタープランの具体的な考え方、それから最短で今の段階で考えた場合、第3のプラントがいつ頃、建設予定になるのかということをお示しいただきたい。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。マスタープランの策定は本当に急がなければならないというふうに思っています。今回も増強案が出てきたというか、示されたことで可能性というか、事業のいろいろな収支なんかを基本的に見通せる可能性が出てきたということでありますので、そういったことも含めて建設場所もちろん内内ではいろんな所を見て考えています。

まだまだ可能性の範囲なのでまだ申し上げられる状況にありませんけれども、その場所が何カ所かの候補地を想定をして、当然、原料の収集だとか運搬、それはもちろん全体的な計画に影響していきますので、それらを含めて精力的に検討していきたいというふうに思います。それで年数的なめどでいうと、先ほどの増強案も期間が5年間、100億円ということでありますので、うまく枠を確保できたとしても、系統連系できるのは早くて5年、場合によっては、もしかしたら早まることもあるかもしれませんが、5年とされているので、そこになる。あるいは後ろにずれ込むというのがもしかしたらあるかもしれませんが、最短でもやはりそこであろうというふうに思いますし、系統連系だけでなくもちろん本体の建設に係るどの事業で行くかという事業計画も立てたり、それに補助金が絡むものであれば、当然、国への要望を上げていくということになると、相当の年数があるということで、今何年後ということのはっきり申し上げられませんが、系統連系の5年というのは、ひとつのそこを境にどうかということになるかと思っておりますので、いずれにしてもマスタープランの策定等々に当たってももちろん、地域住民のいろいろな状況も踏まえながら、議会とも十分随時、相談というか対話をして、計画を練っていききたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（吉田稔）

台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

当然、簡単な事業では、できるわけでありませんのでしっかりと今後協議をして検討していただいて、第3のプラント建設という方向で進んでいただきたい。ふん尿処理が確立すれば安定した生乳生産を今後も確保できるのかなということで、今、農協が目指してます第10次振興計画の中では、年間12万トンの牛乳を出荷したいと、現在11万5千トン強ということでありまして、それが見えてくるのかなというふうに思います。先進地域であります鹿追が、今後も環境に優しいバイオガスプラントということをぜひ実現できるように取り組んでいただきたいというふうに思います。1つ目の質問はこれで終わらせていただきます。

2つ目の町営牧場の関係でございますけれども、町長の執行方針の中に町営牧場の増設に向けては、今回も答弁いただきましたけれども、大事な餌がないという問題、それからふん尿の処理の問題、そしてそれに係る使用料をどうするかということが大きな問題としてのしかかってきており、600頭規模を造っていただいたばかりなので、なかなか次の

事業というのも難しいというのも今の現状で理解しているわけでありましてけれども、今の場所、町営牧場が夏牧が主として始まって、放牧ということを考えると現在の上幌内地域とサラウンナイ地域に牧場を建て、当初夏牧だけであったものが冬も管理してほしいという希望のもと、冬季舎飼を造っていただいて町が100%負担しながら現在に至っているということでありまして。町の単年度の負担は以前600頭の牛舎を造っていただいた時に、牧場料金を改定して、現在黒字で経営をされてきて農協が指定管理者のもとで進めている現状でありますけれども、答弁にございましたように、全体の入牧申込頭数の中で、希望に対して60%が現在、町営牧場で管理していただいているということでありまして。現在の施設の中で万度に回転も早くしながら、受胎した牛はなるべく早く農家に戻してということを繰り返しながら牧場を運営していただいている状況であります。希望としてはやはり次の施設ができて餌の確保、それから一番大事なふん尿の処理でありますけれども、これも先ほどのバイオガスプラントとの兼ね合いと申しますか、そういうことも含めながら、現在の町営牧場の場所で同じことで拡大することは多分、現実的には非常に厳しいかなということも私も理解しております。農協含めた、農業委員会も含めた農業関係機関で長く協議してきておられるというふうには、私も聞いておりますけれども、今の段階で難しいことは分かっておりますけれども、現状、餌の対応、それからふん尿の処理の次のプロセスというものの提案があればお示しをいただきたい。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

町営牧場の関係についてお答えをいたします。町営牧場の28年度に舎飼施設造った時に、たまたま私、その課長をやらせていただきました。いろんな課題の中、建設をしてももちろんその時、入牧料等も見直しをさせていただいて、単年度の中では赤字というのは一応解消はされたのかなと思いますけれども、ただ基本的に施設全体の整備というのは、実は町がお金を出して、補助金も使えるところは補助金等々も使って整備してきた経過もありますけれども、あれだけの面積、それからあれだけの機械類で非常に指定管理を受けていただいている農協でも非常に苦勞してやっけていただいておりますけれども、ただ単に単年度の収支だけではなくて、全体的にお金は正直かかっているというのが実態であります。それで近年、28年に舎飼施設、増設はしたものの、現状はやはり酪農家の皆さんの増頭などもあって、現状、または28年に、実は増設出来上がったころからもうすでに足

りないんだということも、私も聞いてはありました。それで今おっしゃるように、あそこの隣接する土地を購入して、事業を入れて草地を増やしたりいろんなことを対応してきたわけですが、夏の分については面積を拡大するのは実質上難しいということで、夏についても受け入れの頭数は限界、夏も多分、若干断っている状況にあるのかなと思っています。それで今後さらに舎飼施設を増やすということについては、特に指定管理のJAといろいろ継続して相談をしています。餌については購入すれば済む問題なのか、今後継続してきちっと確保できるのかという問題、それからふん尿については近隣の地域でふん尿使っていただけてますけれども、どんどん増えるとそこだけでふん尿を処理するだけの面積、ふん尿が過多になってしまうんじゃないかとい懸念ももう既に抱いているということもあります。さらに水の確保の問題、課題はいろいろあります。あとは当然建設、それから維持管理の問題、もちろん牛舎を増やせばまだまだいろんなものがたくさん必要になってくるということもありますので、さまざまな課題はあります。それで、かといってしなくてもいいかという、非常に難しいところでもありますので、しっかりと今も継続してJAと相談はしています。また年内にも組合長といろいろ詰めたお話をし、しっかりと考え方を整理して、当然進めていくということになればもちろん財源、それから利用者の皆さんの負担がどうあるべきかということも含めてしっかりと検討をしていきたいというふうに思いますので、引き続きご指導いただくようお願いをいたします。

○議長（吉田稔）

台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

おっしゃるとおりで、大変現在の頭数が増えていく勢いというのはまだ加速的に進んでいくのかなというふうに考えます。新聞紙上で出てます、全国の生乳生産は減少傾向にある。国全体の中では、足りない状況がずっと続いているということです。2018年の農水の調査では、5年前から見ても全体の生乳生産量は2.9%減っています。全体では減っているんです。十勝は全国の中でも特殊な地域である。特に都府県では減り続けているということで、3%、4%毎年減り続けている状況の中でもありますので、やはり北海道がカバーしていかなければ、日本の牛乳・乳製品の確保ができないと、まして最近の国の動向を見ていると牛乳に対しての枠をどんどん広げていって政策的に国もその支援をしますよということが新聞紙上にも出ていますけれども、今後どうなるのかという不安がですね、最終的に不安が一番次の投資を抑えてしまいます。それから労働力がないと

ということが投資をできない状況に陥っていくということがありますので、わが町は以前から進んだものの考え方で行政も農協も対策を打ってきていただいておりますので、今後もやはり規模拡大農家というのが生産基盤、要するに鹿追でありますと今の農業全体の240億円という売上げが当然、これが十勝全体、国全体に対して5千人規模の町でこれだけの農業生産をあげているということがPRしていけるのかなというふうに思います。ぜひともこれからも若い人たちが安心して投資をしながら、機械化を進めながら農業ができる政策をお願いしたいというふうに思います。その点、もう1つあれば町長、ご答弁いただいで。

それから3つ目の産業後継者担い手の関係ですけれども、この件は私は前町長の時代に今の01農業塾、それから産業研修制度これを立ち上げていただいて、今は鹿追の看板になっているのかなというふうに私も思います。職員も一生懸命になってやっていただいていることで01農業塾、9から10名程度、毎年研修させていただいている。それから産業研修生も10名以上の女性の方が鹿追で働いていただいている。その後もご結婚されたり、農家の従業員として働いていただいで鹿追に残る率も最近は7割、8割ということで残っていただいでいるということなので、非常に鹿追としても素晴らしい政策として成し得てきているのかなということは、今後もやはり力を入れて進んでいただきたい。ある資料に今の農業後継者、鹿追は比較的農家戸数の割合では後継者が残ってくれている人が多いとお聞きしていますけれども、農業後継者、未婚・結婚されていない方が49名、これ31年、今年の3月末の資料ですけれども、あと商工業の後継者で13名の方が結婚されていない。結婚適齢期にいるよということで、ぜひこの産業研修生の中でも先ほど説明ありましたように残っていただいでいる、結婚されて鹿追に残っていただいでいる方もいるんですけれども、やはりここの婚活と言いますか、結びつけのことを元は農業委員会が力を入れてやっていただいた時代もありましたけれども、昨今は鹿追の場合は産業研修生が非常に鹿追の中で明るい話題を提供していただいでいるのかなというふうに思いますので、この未婚者対策と先ほどの牧場の関係2点、ご答弁をいただきたい。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。1点目の関係、若い人が安心して営農を続けていけるような方策ということかと思えます。先日確か私も台蔵議員と同じかな、新聞を見て、ここ数十年で

日本全体における北海道の農業生産の割合の記事なんか出てました。その中で私が一番注目したのが乳牛の生乳の生産量ですね。今は全国の54%、55%とかいう数字でおっしゃるように多分年間700から800万トン今ちょっと切れているのかな。少しずつ減ってはいつているようではすけれども、当然本州はいろんな高齢化だとかいうこともあってどんどん数字が落ちているんですけれども、その分を北海道、とりわけこの十勝を含む道東でカバーしているという状況にあるというふうに私も理解しております。いろいろ課題もありますし、先ほどの牧場の増頭の話ですけれども、本当に鹿追町内の全体の乳牛の数の上限というか、可能な数がどのへんなのかという、これは非常に難しい問題もあるかと思うんですけれども、そのへんをいろいろ考えてどんどん増えて後ですごい勢いで減っていくということがもしかしたらないのかもしれないけれども、いずれにしても将来的な今の段階で見通しができる、ある程度の数を目標にして、特に酪農に関係する施策をどういうふうにしていくかということをしつかりと町だけでなくJA、それから農地のこともありますから農業委員会、いろんな関係機関と相談しながら進めていきたいというふうに思います。若い人ということと言いますと、数年来言われてます農村地区における高速通信網の整備という問題も今いろいろ方策を練っています。だいぶ明るい光は見えてきて、まだまだちゃんと話せる状況にないのでここでは控えますけれども、限りなく実現の可能性は高くなってきたというふうに思っていますので、もうちょっとお時間をいただきたいというふうに思います。それから研修生制度の関係、産業研修、01農業塾の関係もそうですし、今日、研修生の皆さんも会場にお見えになっているのであれですけれども、いずれにしても縁があって鹿追に来て、研修生の皆さんは鹿追に来ていただきましたし、01の皆さんはそれぞれの後継者として今後の町を担っていただける方ということですので、しつかりとこの2つの制度については、できる限り充実をしていくということは改めて申し上げたいというふうに思います。それから婚活イベントもいろんな今は十勝団体だとかいろんな近い団体でいろいろ行われていますので、鹿追だけで企画するよりは、いろんなそういうイベントへの参加というのも、もちろんいいかなというふうに思っていますので、いずれにしてもそういう場に少しでも多く行くのが一番必要なことかなというふうに思っていますので、もちろん町だけでなく農業委員会、特に農業委員は地域の実情をよくご存じですので、農業委員ともしつかりと相談しながらそのへんもしつかりと進めていきたいと思っています。以上です。

○議長（吉田稔）

台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

大変、喜井町長、5月から町長になられて今私が質問した農業関係の大きな課題がある中での確にご答弁いただいたことに、私から改めて感謝申し上げたいというふうに思います。ぜひ鹿追が元気な町というふうに他の町村からも見ていただいています。これからも町民みんなで協力しながら素晴らしいまちづくりに私も微力ながら多少なりともお手伝いできるかなというふうに思いますので、よろしく願いして質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田稔）

これで台蔵征一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は13時10分といたします。

休憩 11時56分

再開 13時10分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。2番、山口優子議員。

○2番（山口優子）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして3項目、一般質問をさせていただきます。

まず1項目め、鹿追高校生に対する学校給食の提供は。私は2016年（平成28年）12月議会において、「幼小中高一貫教育における学校給食のあり方について」というテーマで一般質問をさせていただきました。内容は、小中学生のアレルギーの対応について、新こども園でのアレルギー対応食のこと、鹿追高校生に対しての給食提供の可能性について等です。その後、アレルギー対応について、保護者負担の軽減等の対応をしていただきまして、大変感謝しております。また、その時の町側の答弁では、「アレルギー対応食を作ることができる新こども園の調理室から、小中学校にアレルギー対応食を運ぶかどうか、地域保育所の給食は共同調理場から運ぶか、または新こども園から運ぶかを検討する。鹿追高校生に対する給食提供は、保護者や子どもたちのニーズを踏まえ、道教委とも協議する必要がある」ということでした。今年、新しいこども園が完成し、12月からは共同調理場の調理食数も減少となります。そこで、その後の検討の内容、協議の結果について伺います。鹿追町では、喜井町長の政策でこども園、小中学校の給食の無償化が実施さ

れていて、保護者から大変喜ばれていますし、全国からも取り組みに注目をされています。鹿追高校生にも給食の提供をしてほしいという声は多く聞きますし、給食を提供している高校は少なく、中学生が高校を選ぶ際のアピールポイントにもなると思います。町長のお考えをお伺いします。

2項目め、旧幼稚園舎・旧保育園舎の活用計画は。今年、新しいこども園が完成し、12月中旬にあおぞらとにじいろ、旧幼稚園舎と旧保育園舎から引っ越しが予定されています。新しいこども園での生活に、子どもたちも保護者の方も期待に胸を膨らませていることだろうと思います。そこで、空いた旧幼稚園舎と旧保育園舎はどのように活用する計画でしょうか。特に、幼稚園舎のほうは比較的築年数も浅く、中央公園に隣接している立地で、有効に活用できる手立てがあるのではと思います。現在、町立図書館の新築の計画が検討されていますが、一時的に数年の間、図書館を現在の場所から幼稚園舎に移すのはどうでしょうか。冷房を付ければ夏の猛暑の際、熱中症予防の避暑の場所としても使えると思います。また、町内の方からは、スポーツの合宿の際の宿泊施設、農業のアルバイトの学生さんたちの宿泊施設、他の住民と気軽に交流できるようなシェアハウスがほしいなどの要望も寄せられています。旧幼稚園舎・旧保育園舎の活用の計画について、町長のお考えをお伺いします。

続きまして3項目め、ごみ収集事業と紙おむつのリサイクル推進について。2021年（令和3年）4月から、鹿追町では資源ごみ以外の埋め立てごみは、十勝圏複合事務組合が運営する帯広市のくりりんセンターへの搬入が開始されます。今後は、埋め立てごみは燃やすごみ、燃やさないごみに変更、分別収集されることになることになると説明を受けました。現在よりも分別が増えることで、町民の負担も増えることが予想されます。そこで、以下6点についてお伺いします。1、町民に対する変更のお知らせについて、どのようにお考えですか。2、ごみ袋の価格はどのように変更されますか。3、町内のごみの総量・構成比・組成分析はどのようになっていますか。また、埋め立てごみの中で紙おむつの重量が占めるのは何割で、年間何トン程度と推定されますでしょうか。また、病院や介護施設、こども園などの事業所からの紙おむつごみはどれくらいでしょうか。4、現在、子育て・介護支援として、紙おむつを捨てる際の有料埋め立てごみ袋を、3歳未満のお子さんには、20リットル袋を年60枚、在宅の高齢者・障がい者・障がい児・要介護者には、30リットル袋を年60枚配布していますが、このオムデール事業で年間に支給されたごみ袋の枚数は。くりりんセンター搬入への変更に伴い、このオムデール事業はどうなりますか。他

市町村のように、半透明袋に紙おむつのみを入れると無料で収集する方法をお考えですか。

5、水分量の多い紙おむつを燃やすと焼却炉に負荷をかけることから、他の自治体では紙おむつのリサイクルに取り組んでいるところもあります。平成30年6月に環境省から示された「循環型社会形成推進基本計画」の中でも、「高齢化に伴い大人用紙おむつの利用が増加することを踏まえ、使用済み紙おむつのリサイクル技術等の調査、リサイクルに取り組む関係者への支援、リサイクルに関するガイドラインの策定等を行う」とされています。

このことについての町の考え方は、6、現在のくりりんセンターは稼働から20年以上が経過し、老朽化のため建て替えを2027年完成予定として計画されていますが、鹿追町はこの建て替え計画にどのように関わっていくのでしょうか。また、建設費が285億円といわれていますが、町の負担はどのようになりますか。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

山口議員からは大きく3項目についてご質問をいただきましたので、順次お答えをしたいと思います。

まず1つ目の項目は、「鹿追高校生に対する給食の提供は」ということであります。

まず最初に、学校給食のアレルギー対応と地域保育所への提供の件についてお答えをいたします。アレルギー対応につきましては、山口議員からご質問のあった2016年（平成28年）の翌年度から、アレルギー食の除去分について減免を行い、保護者負担の軽減を行ってきました。平成29年度から平成30年度までの2年間の軽減期間中に調理行程の見直しや調理員の動線、調理場所の区分、さらに調理員の安定した勤務による十分な調理時間を確保しての安全確認などを行いながら代替食提供の可能性を探り、本年度からは提供を試行しているところです。これまでのところ、アレルギー物質の混入による事故などは起きておらず、安全性を確認できていることから、来年度からの本格的な実施に向けて準備を行なっているところであります。次に、新こども園舎の完成による地域保育所への給食提供については、担当する子育てスマイル課と共同調理場において協議を重ねており、学校と地域保育所への配送を同じ給食車で行うためには、配送時間に間に合わせるように調理を行うことは当然でありますし、調理時間を十分に確保できない懸念があることから、従来どおり共同調理場において調理することとしています。なお、これまでは地域保育所においては副食のみの提供でしたが、新こども園では主食も提供することに伴い、

同様に主食の提供を行うことを計画しています。次に新こども園への移行による鹿追高校への給食の提供についてお答えをいたします。現在の共同調理場は平成20年度から供用を開始し、700食を想定した機材等を整備しており、開始当時は680食を提供していました。その後、地域保育所や幼稚園と保育園の統合によるこども園に移行したことにより対象園児分が大幅に増えたということで、調理を行うための電気釜などをより大型のものに取り替えて対応しており現在760食を提供しています。しかし、全てに対応することは難しく学校以外は副食のみの提供を行なってきました。今後は新こども園での調理開始に伴い約120食分が減り、来年度からは630食分の提供ということ想定しています。食数としては若干の余裕ができることになるため、高校への給食提供について検討を重ねましたけれども、高校生への給食提供についてはなかなか物理的な問題もあり難しい状況と考えています。理由といたしましては、高校の対象者が現在で200名、定員を満たした場合は最大で260名となるということ。さらには園児に提供していた量と高校生に提供する量では当然ですけれども倍以上違うことなど、機材の取り替えで対応できない食数と量ということになっています。このような状況を勘案して現状では高校への給食提供は非常に難しいとの判断に立っています。現在は安定した調理員数の確保により十分に調理時間を確保しながら、安心して安全な給食調理を行うことが現状できているわけですが、余裕がない食数での調理というのは現場に過度な負担をかけたり、あるいは異物混入やその他食中毒などの事故があってはならないんですけれども、こういった場合には小中学校への給食にも大きな影響を及ぼすということで、本末転倒となってしまう懸念があるということでもあります。本年度から始まった給食費の無償化は単なる保護者への経済的支援だけでなく、児童や生徒への食育の充実と併せて実施していくことに大きな意義があると考えているところであります。安全で安心な給食を提供するためには現状の食数ということも考えて制限というか、規模に合わせた数ということではいかなければならないという状況をぜひご理解いただければと思います。

次に2つ目の項目の「旧幼稚園舎・旧保育園舎の利用計画」についてお答えをさせていただきます。先月、待望の鹿追町立認定こども園しかおいの新園舎が完成し、11月13日には、関係者皆さまのご臨席を賜り、無事、落成記念式典を終えたところであります。今週末でありますけれども新園舎への引っ越し、そして12月16日からは、いよいよ新しい園舎の開園ということになります。子どもたちとともに、素晴らしい環境の下、さらに充実した保育行政の推進を図っていかなければならないと思っています。これまで、ご

協力をいただいた議会の皆さまをはじめ、関係機関の皆さまに改めてお礼を申し上げる次第であります。さて、新園舎開園に伴いまして、旧幼稚園舎あおぞらと旧保育園舎にじいろの今後の活用についてでありますけれども、まず旧保育園舎につきましては昭和53年に建設をされて、既に41年が経過して老朽化が進んでいる状況にあります。今後長期的に再利用を図るのはなかなか難しいのではないかと考えています。建物の取り取り壊しや、施設用地も含めた売却ということも含めて、少しお時間をいただいて検討させていただきたいと考えております。旧幼稚園舎につきましては、こちらは平成2年の建設で、その後、玄関の改修、園舎の増築などが実施をされておりました、山口議員のおっしゃるとおり今後有効に利活用できる可能性が充分にある施設というふうに考えています。現在、役場の庁舎内職員の中でも、今後の施設の活用について検討をしているところであります。また、先般、11月22日に国際交流センター平成館で開催をさせていただきました、私とのふれあいトーク等の中でも、町民の皆さま方も幾つかご意見をお持ちのようで、そのへんのお話もお聞きをしているところであります。今後の公共施設の有効利用、長寿命化、更にはご質問にもありました図書館の動向、旧第2庁舎、これについては老朽化をしておりますので、議会の皆さまのご意見、町民皆さまのニーズ、さまざまなことを確認しながら今後のまちづくり、あるいは地域活性化のための利活用について官民の連携も含めて、いろんな角度から検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。これも若干お時間をいただきたいと思っております。

次に、3項目めの「ごみ収集事業と紙おむつのリサイクル推進」について、これは6点についてご質問をいただきました。お答えを申し上げます。鹿追町では、既にご存じのとおり令和2年度いっぱい一般廃棄物最終処分場への埋め立てごみの受け入れを終了いたしまして、令和3年度から十勝圏複合事務組合くりりんセンターへの搬入を予定しており、現在、当組合と協議を進めているところであります。今後につきましては、山口議員がおっしゃるとおり埋め立てごみを、今後は「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」に分けていただくということになります。埋め立てごみ以外の生ごみ・大型ごみ・資源物等については基本的に従来どおりではありますけれども、先ほど申し上げたとおりではありますけれども、分別の種類が1つ増えるということになりますので、現在の収集の曜日等については、これは若干の変更が必要になるのではないかと考えているところであります。それでは1点目の「町民に対する変更のお知らせ」についてお答えをいたします。町民の皆さまへのお知らせにつきましては、議会のほうにもご説明させていただいた上で、来年度早々

から行政区単位等きめ細やかな説明を行いたいと考えており、スムーズに移行できるように「広報しかおい」でも複数回にわたって周知を行なっていきたいと考えています。2点目の「ごみ袋の価格」についてお答えをいたします。ごみ袋の価格につきましては、平成16年4月に有料化をしまして、平成29年9月には、生ごみを半額ということで改定して以来、消費税関係を除いて改定はしていないところであります。新たに今後は、くりりんセンターまでの搬入費用だとか、処理費用等がもちろん発生するわけですが、処分費用については、現状と比べて全体としては増加するというふうに考えているところでありますけれども、管内他町村の処理手数料の状況なども勘案しながら、これについては検討していきたいと考えております。現状ではまだどうするというはっきりしたことは、まだ申し上げる段階ではないというふうに思っております。これもちょっと時間をいただきたいと思っております。3点目の「町内のごみの総量、構成比、組成分析」についてお答えいたします。平成30年度のごみの総量は1,668.18トンということになっておりまして、内訳は生ごみが246.24トン、全体の14.8%、埋め立てごみは782.11トン、46.9%、資源ごみは639.83トン、38.3%という構成比であります。組成分析につきましては、平成25年10月に調査を行っており、埋め立てごみを無作為抽出してごみの種類と量の割合を計測しております。調査から得た割合から算出しますと、混入ごみを含め、埋め立てごみの内、生ごみは86.03トン、資源ごみ203.35トン、可燃ごみ344.13トン、不燃ごみ148.6トンと推定をされています。また、紙おむつにつきましては、これは個別に量を計っているわけではないので、あくまでも推計の範囲内ですが、埋め立てごみ全体の7%、54.75トン程度というふうに推計をしております。なお、ご質問にありました事業所ごとの紙おむつの量についても、これは個別に把握を現在しておりませんので、これも具体的な数字は持ち合わせていないということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。4項目目の「子育て・介護支援「オムデール事業」についてお答えをします。現在実施しておりますオムデール事業につきましては、子育て・介護支援として該当者におむつ用として、埋め立てごみ袋を一定枚数無料で提供させていただいております。平成30年度の実績ですが、乳幼児については、177人に20リットル袋8,525枚、高齢者等については31名の方に30リットル袋1,665枚を提供させていただいております。オムデール事業については、くりりんセンターへのごみ搬入が始まってからも継続する予定でありますが、議員ご指摘のとおり他の市町村においては、透明・半透明の袋に入れてもらう形で無料収

集を行なっているところが多くあります。本町では、対象年齢を設定して実施していることもあり、該当者から申請をしていただいた上で一定数のごみ袋をお渡ししておりますが、透明・半透明の袋によるおむつの無料収集については、これは近隣市町村等の事例も参考にしながら、検討が必要だなというふうに考えています。5つ目の「紙おむつのリサイクル」についてお答えをいたします。国が平成30年6月に策定した「循環型社会形成推進基本計画」の中で、「高齢化に伴い大人用紙おむつの利用が増加することを踏まえ、使用済み紙おむつのリサイクル技術等の調査、リサイクルに取り組む関係者への支援、リサイクルに関するガイドラインの策定等を行う」とされており、近々に自治体等に対して紙おむつのリサイクルを促すガイドラインが示されるとの情報もあります。使用済み紙おむつを「破碎・乾燥・滅菌」することでペレットなどに資源化する技術が確立されており、採用している自治体があることは把握しておりますので、今後も研究を続けてまいります。いずれにしても、鹿追町の今後のごみの処理方法、平成3年度から変わるということもございますので、鹿追町単独では、現状では困難な取り組みとではないかと考えておりました、十勝圏複合事務組合や近隣市町村とも連携を取りながら検討を進めてまいりたいと考えております。6項目めの「くりりんセンター建て替えにおける町の関わり及び費用負担」についてお答えをいたします。十勝圏複合事務組合「くりりんセンター」の更新に伴う新中間処理施設の整備については、利用を予定している市町村による新中間処理施設整備検討会議などの会議を通して内容の検討が進められ、先日令和9年度の供用開始を目指した「新中間処理施設整備基本構想」の原案がまとめられたところであります。今後は、広報しかおい12月号でお知らせしたとおり、パブリックコメント及び帯広市と音更町を会場にした住民説明会が行われることになっています。基本構想の中では、建設費が税別ですけれども約285億円と算出されておりますが、国からの交付金で費用の一部が賄われる見込みでもあることから、費用の負担については今後検討が進められるというふうに考えています。

十勝圏複合事務組合からは、「構成市町村の負担及び運営費については、現状の組合規約に記載されているとおり、基本容量割と実績使用量割の考え方がベースになる」との回答も得ているところでありまして、現在金額をお示しできる段階とはなっておりませんので、ご理解くださるようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか、山口優子議員。

○2番（山口優子）

まず1項目めの、学校給食のことに関してですけれども、3年前の一般質問で私が申し上げたことで、鹿追町のような人口規模の小さい町だからこそ、顔の見えるきめ細かいやり取りができるのではないかなと期待しますと申し上げました。その後、役場の担当課の職員の方々、栄養士の先生、給食センターの調理員等々、大変努力をしていただきまして、代替食の提供も行えるというような現状というふうにお話を伺いました。保護者の方々からも大変喜ばれています。私自身も感謝をされたこともありますけれども、やはり担当の方々が大変努力していただいたということで、大変ありがたいなと思います。除去食で対応している市町村というのは結構あるんですけれども、代替食までやっているところは全国でも少ない取り組みなので、こういう取り組みを鹿追町ではやっているということをもっと大々的にPRしていったらいいのではないかなと思います。お子さんのアレルギーに心を痛めているご家族の方等、鹿追町に移住して来る可能性もあるのかなと思います。高校生の給食提供への可能性についてですけれども、ご答弁の中で食数の件、量の件、あとは今アレルギーの対応に注力しているという件で十分詳しく説明していただきましたので、この件に関しては十分に理解をいたしました。

続きまして2項目めなんですけれども、旧幼稚園舎と旧保育園舎の活用、旧保育園舎に関しては老朽化も進み難しいということでしたが、幼稚園舎に関しては現在検討中であるというご答弁でした。私の通告書の中でも申し上げましたけれども、今町内に熱中症の対策として避暑ができる場所というのが必要ではないかなと思っています。この幼稚園舎を図書館の機能を一時的に移して、そこに冷房を付ければそういう避暑ができる場所としても使えるのかなという点が1点、提案させていただきました。それで他の公共施設に関しても、例えばトリムセンターですとか現在の図書館、また役場庁舎など今後冷房が必要かなと思います。近年は熱中症で救急搬送される方が増えていますし、北海道はやはり家庭に冷房の設備がないおうちが多いと思いますので、公共施設には冷房の検討もしていただきたいかなと思います。あと1点、よく町民の方から言われるのは宿泊施設ですね。今ホテル福原休館中でありまして、宿泊する場所が少ないということで、スポーツの合宿であったり、農業のアルバイトの方が宿泊する場所にちょっと困っているという話はあちらこちらから聞きます。観光客を増やそうと思っても、やはり宿泊施設が少ないとなかなか難しいのかなと思います。これも提案ですけれども、シェアハウスみたいな形で簡易に宿泊

できるような場があれば、それは用途を限定せずどういう形でも、例えば1カ月単位なりで住んでいただけるような場所があったらいいのかなと思います。今移住の対策にも力を入れていらっしゃると思うのですけれども、いきなり鹿追町に引っ越して来てくださいと言ってもなかなか難しい点があると思います。2地域居住ですとか2拠点生活、デュアルライフって言うそうなんですけれども、平日は都市部で仕事を続けながら、週末は田舎で自然に囲まれてゆったり暮らすみたいな、おうちを2つ持って都市部と田舎を行き来するみたいな、そういう2拠点での生活というのをしているところがあるそうです。例えばそこで気に入っていただければ、将来鹿追に移住するということも考えていただけるかなと思いますし、そうするとターゲットは帯広市民であったり、札幌市民の方にアピールしていくことになるのかなと思うのですけれども、ふるさとがない方にふるさととして鹿追を考えてもらうとか、移住のためのお試しとして住んでもらうとか、子育てのために、のびのび子育てするために一時住んでもらうですとか、鹿追町は馬がいますので、馬と交流できるというのはかなり魅力的なポイントだと思います。そういうことも良いのではないかなと思います。今、町長検討中というお話を伺いましたけれども、大体いつぐらいまでにプランというのはまとめられるご予定でしょうか。お伺いします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。移住関係のいろんな最近の取り組みの関係のお話なんかも今いただきましたので、町も移住の体験住宅を用意していて、事業も現在も続けていますけれども、いろいろ課題なんかももちろんありますので、移住政策の面でもいろんな角度から研究を進めていきたいというふうに思います。それで特に旧幼稚園舎の今後の利活用関係ですけれども、まだはっきり具体的な提案というか要望が来ている段階ではありませんけれども、聞くところによりますと、具体的な相談が近々ありそうなこともちょっと耳にしていますので、それでいくのかどうかというのはまだまだこれからですけれども、そういう具体的な提案が出てくるとすれば、これはそのまま現状のままで使えるとすればそれほど時間は要しないかと思うのですけれども、若干の手を入れたりということになれば、またそれはそれで相応に時間がかかるのかなと思っていますけれども、いずれにしても1年も2年もあの状態で空けておくというのは適切ではないと思っていますので、何カ月とか何年とか申し上げられませんが、できるだけ早いうちに方針を確認をして、これも

議会ともいろいろ相談させていただきながら取り組んでいきたいと思っています。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。山口優子議員。

○2番（山口優子）

分かりました。続きまして3項目めの、ごみ収集事業と紙おむつのリサイクル推進について、に移りたいと思います。今後、くりりんセンターへの移行に伴いまして、埋め立てごみを可燃と不燃に分別ということですがけれども、現在答弁にありましたように、埋め立てごみ782トンの内、生ごみと資源ごみが300トン弱ほど混ざっている状況にあるということが分かりました。埋め立てごみのうち37%が埋め立てごみではないという状況にあるというご答弁だったんですけれども、これはどういうことかという、分別の方法が難し過ぎて町民が対応しきれていないということではないのかなと思います。分別をちゃんとやりましょうということは簡単ですがけれども、この分別のルールを全て把握するというのは大変難しいことです。くりりんセンターに移行をしたある十勝管内の町では、移行した後、毎日毎日問い合わせの電話が役場にかかって来たと聞きました。ごみの分別の方法や種類が簡単になるということは、町民の方に不便を解消するということになって住民福祉の向上につながるかと思います。現在ほとんどの市町村がプラスチックに関して、容器包装リサイクル法に基づいて分別、収集しています。この容器包装リサイクル法というのは、元々事業者、メーカーのための法律であったのに、その手間を自治体や住民に押し付けている面があるのかなと個人的には思います。例えば買った食品の容器でしたら容器包装リサイクル法のプラ、汚れていたら燃やすごみ、商品や製品として購入した食品のラップなどのそういったプラスチックは燃やさないごみというふうに、同じプラスチックでもこの法律に基づいて分けて分別しているというのがほとんどの町村の分別のやり方です。この高齢化が進む中でこういった分かりづらくて難しいという分別の方法は、住民全体にとってとても負担だと思います。鹿追町の分別で、以前白色プラは白色プラで分けて廃プラと区分していたのですがけれども、今は一括で収集ということになっています。鹿追町の廃プラごみは、現在ひまわりセンターに集められた後どのようにリサイクルされているのでしょうか。お伺いします。

○議長（吉田稔）

答弁、平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

お答えいたします。ひまわりセンターに集められたプラごみについてですけれども、現在は、ひまわりセンターで圧縮・梱包した後、日本容器包装リサイクル協会を通じて、リサイクル業者に製品として納めております。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

そのリサイクル業者ではマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、サーマルリサイクルという3種類のリサイクルの方法がありますけれども、その中でどの方法のリサイクルをされているのでしょうか。

○議長（吉田稔）

平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

納めた物については、燃料に使うペレットとして助燃材として活用されていると聞いております。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

プラスチックをまたプラスチックにリサイクルする、一般の方が普通に想像するリサイクルというのは、マテリアルリサイクルと申しますけれども、これはほぼペットボトルのことだと思います。それ以外の廃プラについては、先ほどの燃料であったり、そのプラごみを燃やしてその熱を回収して発電機を回すというサーマルリサイクルという方法がとられているのが一般的です。そこで、サーマルリサイクルとってプラごみを結局燃やすわけですけれども、燃やすことに関して結局燃やしてしまうのに洗って乾かせというふうに言われています。その合理的な理由が見当たらないなというのと、汚れたプラごみを例えばお湯で洗うと、そのことに関してどちらの方が資源の無駄遣いになるのかということかという点、合理的に判断してほしいと思います。もちろんリサイクルは大事なんですけれども、リサイクルのために使うエネルギー、コスト、住民の手間、CO₂の排出量など、そういうことを総合的に判断して本当にごみは洗うことが正しいのか、容器包装リサイクル法にのっとった分別を町民に強いることが町民福祉の向上に役立つのかという点を考えていただきたいです。今、全プラ収集というやり方をやっているところがあります。例えば、

北海道の苫小牧市等は2010年4月から全プラ収集ということで、ペットボトル以外の全ての廃プラスチックを資源ごみとして一括収集するようやり方をしています。こういうやり方も今後検討していただきたいと思います。続いてごみ袋の料金についてなんですけれども、未定というふうに伺いました。あと、新年度早々から町民にはご説明をされると。この3カ月の間で特にごみの量が変更になったり税金が変わったりということもないかと思うので、それで鹿追の埋め立てごみの料金、音更町も帯広市も全て10リットル30円ということで同じなんですけれども、今後も10リットル30円という同じ料金で良いのでしょうか。お伺いします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

前段にありましたプラごみの関係については、洗う、洗わない、いろんなお話がありましたけれども、これについては十分研究をさせていただきますので、リサイクルの現状の用途に合わせた分別の仕方というの、おっしゃるとおりそういう意味では住民の皆さんには過度の負担をかけないことももちろん必要だと思いますので、これは十分研究をさせていただきますと思います。ごみ袋の価格については、当然他町村の価格ももちろん承知をしています。そういうこともありますので、その価格の面も含めて今いろいろ考えていますので、ただ今の段階で上げるとか上げないということはちょっと簡単に申し上げられません、できるだけ住民の皆さんにそういう意味で負担はかけない、負担を増やしたくないというのは基本的にありますので、ご理解をいただきたいと思います。もうちょっとお時間をください。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

くりりんに移行するということは、数年前からのお話でしたので、内部で試算はされているかとは思いますが、町民の負担を増やさない方向でという町長のお話でしたので、次に移らせていただきます。

オムデールの事業ですけれども、家庭で出る使用済みの紙おむつは無料収集で良いと思っていまして、通告書でも書きましたとおり半透明袋に入れて中が紙おむつごみだけであるということが分かるように出せれば、それで無料で収集するという方策が一番いいと思

ってしまして、このように紙おむつ無料収集する、そういうやり方で無料収集をすれば行政がゴミ袋を支給する必要もなく、書類を申請したりゴミ袋をトリムセンターに取りに行ったりというような、そういう点でも不便と手間が解消されますし、行政の事務も簡便化されるので、そういった方法をぜひ進めていただければいいなと思います。

続きまして、5つ目の「紙おむつを燃料化するシステム」についてなんですけれども、富良野市と北見市の社会福祉法人ではすでに導入されているそうです。紙おむつエネルギーの循環、地域での循環、資源循環型の地域社会を形成できるということで注目されている技術だなんですけれども、重量の重いおむつのごみの分が減量できれば焼却ごみの処理量も削減となって、くりりんセンターへ持って行く際の実績使用量割などにメリットがあると思います。先ほど推計では7%ぐらいというお話でしたけれども、私がいろいろ他のところで聞いた感じでは20%ぐらいはあるのではないかというお話もありましたので、実際の紙おむつごみがどれぐらいあるのか、事業所から出る紙おむつのごみも量は把握できていないというお話でしたけれども、今後確実に増えていくかと思いますので、こういった技術も研究して行ってほしいと思います。この紙おむつリサイクルの機械ですけれども、この機械が導入されれば障がい者雇用の場としても活用できるというお話を伺いました。機械に集めた紙おむつを投入するだけで、またその機械から出たものを次の機械に入れるという、そういう2段階の作業だけで済むそうです。町として取り組んではどうかなと思ひまして、障がい者の雇用の場というのは、鹿追町内には今のところなかなか難しいという現状ですので、ただ、鹿追町単独では困難というご答弁でしたが、例えば民間の事業者がやる場合、こういう事業をした場合ごみの減量にもつながって、障がい者雇用の場にもなって、一般の企業に比べてもかなり公共性が高い事業かなと思います。就労継続支援のA型、またはB型、または一般雇用としてもこういう事業所を町内で作りたいというような民間の方が現れた時に、町として支援は何かありますでしょうか、お伺いします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。紙おむつのリサイクルの関係ですけれども、道内でも実際に一定規模の市レベルかなと思いますけれども、取り組んでおられるところがあるということでございます。先ほども答弁申し上げましたけれども、紙おむつの町内での出る量については、本当にあくまでも推計の範囲内ということですので、数字についても確かなもので

はないということであります。議員の情報では20%ぐらいあるのではないかということですが、それについても少し調査をしてみないと数量的なことも押さえることができないのかなと思いますので、量的な問題についてはなかなか一般のほうについては押さえるのは難しいですけれども、事業所ということであれば、ある程度正確な数字は押さえられるのかなと思います。それについては調査してみる必要はあると思いますので、調査していきたいと思います。それでそのリサイクルの関係の機械、それから作業もそれほど難しくもないというお話であります。町のほうでもそのへんのところ詳しく研究というか、機械というか、そういう状況も現状では把握をしていませんので、実態がどういうものかということの研究はしてみたいなと思います。鹿追の量であれば数が限られていますので、リサイクルという理念は非常に分かりますし、必要なことだと思うんですけれども、この町鹿追単独で取り組んで、障がい者の雇用だとかいろいろな社会的な状況はよく理解はいたしますけれども、当然その中で人を雇用して維持管理をして、お金をかけてといういろいろな面を考慮しなければなりません。紙おむつのくりりんセンターへの搬入量が減れば、そっちのかかる経費が落ちてくるのは当然分かりますけれども、それらのお金の面でいけばその経費との兼ね合いだとか、いろいろな面で研究をしていかなければならないと思っていますので、これについては十分な研究が必要と思っています。民間の方がそういう事業という動きが今後出てくるのかどうか分かりませんが、一般的な観点で町の今の支援制度の中で対応できるものについては、当然対象になれば支援というのは可能なのかなと思っておりますので、いずれにしてもきちっと研究をしてみなければいけないと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

分かりました、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして「くりりんセンターの建て替えにおける町の関わりについて」ですけれども、くりりんセンターの建て替え285億円ほどかかると試算されています。私、11月16日に帯広で行われました、三重県松阪市長をされていた山中元市長という方のお話を聞いてまいりました。市民との対話で事業はスリム化できるという題でしたけれども、三重県松阪市で山中さんが市長をされていた時に、業者が300億円と提示したごみ処理場の建設費用を68億円に圧縮して建てたそうです。いろいろお話はされていたんですけれども、

ごみ処理専門の部署を作って10年分の全国の自治体のごみ処理に関するデータを収集して、その見積もりの金額が本当に適正かどうかを審査できる能力を自治体職員が持つように努力すると。コンサルタントに計画作りを委託するのをやめて、職員が自ら計画を作り、決定のプロセスに住民を巻き込むシステム、枠組みを行政の職員が作る。後は議会に対しても帯広市が中心にはなりませんけれども、それぞれの構成町村議会にもごみ処理の特別委員会を作るなどしていろいろやった結果、そこまで圧縮ができるというお話でした。くりりんセンターの建て替えに関しては、十勝圏複合事務組合、ここは首長と議長がメンバーになっていて、会議をしていただいていますけど、この会議は実際は内容を精査するような仕組みにはなっていないということで、実際の事務は帯広市の職員が中心となってやっているのかなと思います。鹿追町も今後帯広がやることだからちょっと分からないということではなくて、もっと積極的に関わっていったほうがいいと私は思いますし、鹿追町からも、そこに職員を派遣して内容をしっかり理解して調査、研究をしてというふうな関わり方をすべきだと思います。帯広市と音更町で住民説明会がありますので、そちらに鹿追町の人も行ってくださいというのではなくて、鹿追町の中でもそういう説明会をすると、そういう説明がしっかりできるように現地に行ってしっかりと情報を集めてくるということが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

新しい施設の計画についてでありますけれども、当然、十勝圏複合事務組合の中の議会というんですか、自治体の議会全般そうですけれども、本当に細かい事務的な内容を精査する場ではもちろんありませんので、大まかな全体の流れだとか、お金の面だとか、もちろんそういうのを審査する場であると思っています。現状、帯広市任せというご発言もありましたけれども、これはもちろん鹿追だけの問題ではなくて、今後、今現在、その複合事務組合に加入している、それから今後加入予定のある自治体が全部もちろん参加をしていろんな段階、担当者レベルから始まって課長クラス、それから副町長、首長クラスということで、いろんな段階で説明をいただいているところでありまして、今ようやく原案となる物がいろんな手続きを経て原案として示された段階であります。先ほど11月に帯広市内で行われた話というか、そういうのがあるというのはもちろん私たちも承知を、そういう話の機会、講演があるという話は私も承知をしております、ただなかなか日程が合

わなくてその内容を聞きに行くというのはかなわなかったわけですが、そこではいろんなことがあって、現状金額だけを見るとそういうことでそういう数字に収まったというのは結果的に多分良かったのかなと思いますけれども、それが今回の、くりりんセンターで原案として示されている内容と状況もいろいろ違うと思いますので、それについては何とも申し上げられませんけれども、当然工夫をして事業費全体を抑えるというのは当然必要なことだと思いますので、それについてはいろんな場面で町というか構成員として意見を出す場面はもちろんありますので。ただそれはどうしてもやはり所在地である帯広市なり、複合事務組合は各町村からの職員の派遣とかも、そういう形でも運営されていますので、基本的にはその複合事務組合の中で当然原案だとかいろんなことを練っていくというというのは、通常そういう流れは当然でありますので、その中で必要に応じて意見を出したりというのは、もちろん必要なことかなと思っています。住民説明会の関係ですが、最終的には帯広市と音更町で住民説明会をやるという形でまとまったというか、そういうことになりました。各町村に対してどのようにしましょうかという、実は問い合わせなどもあったりして、本当は全部の町でやるのが一番いいのかなと思っていましたけれども、全体の流れとしては、やはり帯広市内と今回は音更町2カ所ということで、そういう形でいいのではないかということに最終的に住民説明会の場もまとまったというふうに聞いておりますので、町としても新しい施設の計画については、できるだけ町民の皆さんにも情報を提供しながら、必要なことについてはいろんな場面で町の考え方やらそういうお話をしていくという形が現状では適切なのかなというふうに思っています。

○議長（吉田稔）

ちょうど時間となりましたけれども、よろしいですか。

これで山口優子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時25分といたします。

休憩 14時09分

再開 14時25分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。一般質問を続けます。9番、埴淵賢治議員。

○9番（埴淵賢治）

ただ今、議長からお許しをいただきましたので、標題に沿って一般質問をさせていただきます。その標題とは「道の駅しかおい再構築の考え方」であります。要旨の内容につき

まして読み上げさせていただきます。道の駅は安全で快適な休憩施設として、道内には125カ所、十勝管内におきましては14カ所が設置されております。また、数年後には北十勝全てに道の駅が設置されることになり、十勝管内外からの交流人口、また、観光人口増加に期待が寄せられております。道の駅しかおいは、平成15年に道内82番目の道の駅として登録をされたわけでありまして、建設費は当時で1,050万円でありまして、その数年後、3年後には、町からさらに支援を受け、同額予算で増設をし、また運営体制におかれましても期間営業から通年営業に変更したわけでありまして。道の駅しかおいは、ご存じのとおり千の公園内にあり、近くには町民ホール、神田日勝記念美術館、そしてトリムセンターといえは入浴施設を指しておりますけれども、また道路を挟んでコンビニも近いところにある状態であり、利便性が非常に高く好条件が整っているところであります。それでは標題の道の駅について、次の3項目に対し町長の考え方を伺いたします。まず1点目は、現在の「道の駅しかおい」の規模、規模といえは私は公道も含めてどうお考えなのか、適当であると考えているのかであります。2点目は、特産品開発支援事業に対する今後の方向性はどうなっていくのかということであります。また、最後の3項目めにおきましては、北十勝4町で道の駅広域連携を図る考えはお持ちかどうか。以上、3項目に対し伺いをいたします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

埴淵議員からは、「道の駅しかおい再構築の考えは」と題して、3点ご質問をいただきましたので順次お答えをさせていただきます。まず1点目の現在の「道の駅しかおい」の規模は適当と考えるか、についてであります。道の駅しかおいは、平成15年8月に神田日勝記念美術館、町民ホール、千の公園、駐車場を一体とした道の駅として認定をされ、平成16年4月には地元特産品、農畜産物などの販売により地域活性化を図ることを目的とした直売所をオープンしたところであります。その後、増築などによる環境整備など行なって現在に至っております。現在の規模については、道の駅としての基本的な機能である駐車場、トイレ、インフォメーションについては来訪者に対して対応できていると思っておりますけれども、重点道の駅としての指定を視野に入れるということから考えますと、休息、情報発信、地域の連携機能や防災機能など、改めて検討する必要があることに加えて、附随的機能である物販等の占有面積につきましても、いろいろ考えていかなければな

らない事項とっておりますので、直売会の意向も踏まえながら、今後検討、協議していきたいと考えているところであります。2点目の特産品開発支援と方向性は、についてお答えをいたします。議員ご承知のとおり、特産品開発支援を目的とした鹿追町地域力創造事業費助成制度が平成21年度から実施されているところでありまして、この制度は、地域資源を活用したブランドの発掘と育成を念頭に、民間における独自性のある「ものづくり事業」に対して、当該事業費の3分の2以内で30万円を上限として助成をするもので、これまで6つの事業に対して助成し、そのうちの3事業において商品化につながっております。本助成制度による特産品開発が、地域経済の活性化と地域力創造につながるものとして、この鹿追町地域力創造事業費助成制度は今後も継続をしていきたいと考えています。3つ目の北十勝4町で道の駅広域連携を図る考えは、についてお答えをいたします。北十勝4町では、平成20年から広域観光振興連絡協議会を設置をして、地域資源を活用した観光事業の連携を強化して観光客誘致に向けた取り組みを実施をしています。4町の道の駅が出揃いますと、この北十勝4町広域観光振興連絡協議会において、道の駅の連携についても十分検討される可能性が十分にあること、それから現在、商工観光課内において、道の駅における広域連携、特産品活用についても検討しているところでもありますので、その中で北十勝4町の道の駅の連携について調整を図ることができればと思っております。道の駅しかおいの再構築には、本町にありますもう1つの道の駅うりまくと併せた検討を庁舎内のほうにおいてさせていただき、既存の特産品やこれから開発される特産品を、広域連携の手段として活用をして、交流人口の増加、地域経済の活性化へとつながる道の駅となるよう、議会をはじめとする多くの方々からご意見をいただきながら検討してまいりたいと思っておりますので、議員のご理解をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか、埴淵賢治議員。

○9番（埴淵賢治）

ただ今、喜井町長の答弁を聞いておりますと、私の考え方とそう差異はないわけでありませけれども、せっきくの機会でありますので項目ごとに1、2点再質問をさせていただきたいと思うところであります。先ほども触れておりましたけれども、道内には125カ所の道の駅があると、その中で議会、そして私個人的に調査をしたところを塗りつぶしていくと76カ所、だいたい60%の所が私自身調査した、議会も含めて行ったことがある

道の駅だと思っております。そこで道の駅しかおいに話が戻ってくるわけでありましてけれども、ただ今町長は休憩、情報発信また、防災機能を含めてさらなる検討を進めてまいりたい、こういった意思が十分に伝わっておりますので、そう突っ込んだ再質問にはならないと思っておりますけれども、私も年に何回か、回数は別にしてもしかおい道の駅に立ち寄ることがあります。やはり道の駅と言えばある程度大きなトイレ、そして大型の駐車場、元は公衆電話という時代もあったわけですがけれども、それから情報発信基地としてこの機能を十分にフル活動していかなければならない大きな役割と使命が私はあると思っております。それが情報館が別棟にあるということと併せて、そこの中を見せてもらった時には、パンフレットがずっとこう陳列されていて、薄いところ、厚いところあるわけですから、それぞれ来た観光客が抜いて参考に持って帰られたという形跡が残っておりますけれども、それから店内と申しますか、中に入りますと、時期にもよりますが、会計担当がお客さんの商品を会計しながら進めている中で、たまにやっぱり生の声で情報を提供してもらいたいという動作もやっぱり観光客の中にもいるわけでありまして。そうすると担当者はここをやりながらまたこっちにもということで、場面によっては1人で2役をやらなければならない、本当に大変なというよりもどっちかがおろそかになってしまう場面も多々あるわけです。私これ以上のことはちょっと分からないのですが、記憶をたどっていくと、もう15、6年の中で今どうなっているか分からないんですが、補助金をもらっての道の駅支援ということで雇用につながってやっていた時期もあったのかなと思っております。そのことが今も生かされているのかどうなのか私も分かりませんが、1人2役という場面を見るとどうなのかなと、これもひとつご答弁をいただきたいと思っております。それともう1つは、議会も新図書館を目指しながら、毎年かどうかは別としても調査に行っているのは事実であります。そこで感じ得ることは、道の駅と共通することは、空間、ゆとりある、そういう時代に入ってきたのかなと思っております。それに関しても併せてご答弁をいただきたいと思っております。1項目めに対しましては以上であります。

○議長（吉田稔）

答弁、富樫商工観光課長。

○商工観光課長（富樫靖）

お答えをさせていただきます。道の駅における人的な対応ということでございますが、当初建設当時は観光客が多いところから、直売会のほうへインフォメーション機能を委託して行なっていたところであるんですけれども、やはり平成17年にその専門的な

観点も必要ということから、観光案内人を設置しようということでのいろいろ動きがあったんですけども、なかなか短期間で雇用が定着しないということから、また直売会のほうへ観光インフォメーションの機能を委託をして、委託料をお支払いしてお願いをしていたところでありますけれども、平成27年に直売会でも人員を確保することが難しいということで、委託の解約の申し出がありまして、それを受けまして、直売会としては特産の直売を主に行うということで、インフォメーションのほうは今現在あるように別棟を設けて対応しているところでございます。以上でございます。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

人的な問題は今課長のほうからお答した過去の経緯もあったというふうに私も聞いています。道の駅の関係については、北十勝で言えば士幌町の道の駅の状況、それから現在建築が進められている音更町、それから上士幌町の状況をご覧になると、先ほどもお答しましたけれども、道の駅の機能というのはただ単なる休憩施設ということではなくて、いろんな機能を持たせたというふうに、今道の駅の役割もだんだんいろんな機能が付加されているとか追加されていますので、そういうことを考えると、やはりあれだけの規模というのになっていくのが今の流れはあるのかなという感じはしています。ただ、鹿追の道の駅、あるいは瓜幕も含めてですけど、今後どういうふうな形であるべきなのかというのは、いろいろ本当に研究をしていかなければならないと思っています。図書館の話もございましたけれども、確かにゆったりとした空間ということについては全体的な流れもあると思っていますので、直売会の関係の過去からのいろんな経緯ももちろんありますので、いろんな方のお話も聞きながら、研究はしていかなければならないなと思っています。音更町とか上士幌町の例をみると、相当な事業費を要しておりますので、これについては同じ規模を考えるとということではなくて、そういった面も含めてじっくり慎重に考えなければならない課題だと思っています。

○議長（吉田稔）

再質問、埴淵賢治議員。

○9番（埴淵賢治）

ただ今、後段に瓜幕の道の駅、道の駅うりまくと申しますか、町内に、十勝管内では士幌町、足寄町ですか、他にあるかどうか分かりませんが、今のところ知り得ているのは

3町だと思えますけれども、瓜幕と当時は10キロメートル以上離れると道の駅を開設するとか、出すことができるというひとつのルールがありまして、その後瓜幕にもできたということでもあります。このバランスも含めながら検討していただきたいし、規模、公道、全てにおいて何をやるにしても町長、財政力を見据えながら時期も含めて取り組んでいかなければならない大きな課題があると思っておりますので、それを申し上げ2項目めに移らせていただきたいと思います。ここは先ほど触れておりました特産品開発の支援事業でありまして、ここにおきましては平成21年からですから10年になっております。内容におきましては先ほど町長からも説明ありましたので、あえて触れることはありませんけれども、ただこの中で6事業が補助金を対象にして実際に商品化になったのが3事業ですよという答弁がただ今聞かされたわけでありましてけれども、これについては決して3事業であっても、6でなくても1であってもそれは全然全く制度的には問題があるのかなのかということもひとつここでお聞きしたいと思っておりますし、それと今ちょっと脳裏をかすめたのは、特産品ということになると全てがふるさと納税者に対する返礼品、100%ではありませんけれども、やっぱり軸足はそっちのほうに、どこの町村も向いているわけでありまして、鹿追の売り込み、定住人口、また交流人口を含めまして、できれば鹿追を知っていただきたい、そして来ていただきたいというのが、私も含めて町長も本音だと思いますけれども、そのためにも今後特産品開発において商工会、また農協という民間の活力の力を借りながら、官民一体で今までも進めていたと思っておりますが、さらに促進を進めていただきたいなど、こんな思いで再質問をさせていただきました。いかがでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。特産品の関係につきましては、先ほども申し上げたとおり平成21年度から実施を開始して10年ちょっと経過をして、6事業の助成と3件の商品化というのが、数としては多いとは正直言えないのかなと思っております。ただこういう助成制度があることによって、そういう特産品の開発に取り組んでいただいているという実績があるのは現実でありますので、近年ここ2年ぐらい、実は実績はないということもありますので、この物作りの助成のあり方というんですか、金額上限も含めて来年度以降どうふうにするのがいいのかとか、充実をさせる必要があるかということも含めて、これ

は研究をしていかなければならないなと思っています。ふるさと納税等々の話もありますけれども、いずれにしてもそういうことでいろんな特産品の開発というのは、いろいろ必要な支援というのは町だけではなく商工会ももちろんそうですけれども、取り組んでいく必要があると思っています。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか、埴淵賢治議員。

○9番（埴淵賢治）

ただ今確認と併せて考え方をお示しいただきました。次に最後の3項目め、北十勝4町での道の駅広域連携を図るそのお考えは、という内容でありますけれども、先ほどの答弁いただいた中で、すでにもう10数年前から観光行政に連携を図りながら取り組んでいる、だから道の駅構想という広域連携に触れても、そうハードルが高くなく取り組んでいける可能性が大であるというような内容の答弁をいただいたわけでありますけれども、ぜひともそういう方向でさらに努力をしていただきたいし、また、町長が4町の中で一番若い町長でありますので、ひとつキーマンになってご提言をいただきたいと思っております。そして、そこでひとつ申し上げたいことは、連携の中にも過去の事例にもありますけれども、1町が抱える力というのは限度があるんです。それが4町の連携になると4倍にならないまでも、倍増するということは間違いありません。それぞれ近間の町であっても地方文化がそれぞれ違うわけでありまして。例えば端的に申し上げますと、神田日勝記念美術館が士幌町・上士幌町・音更町にあるかといったら決してそうではないし、鹿追にないものがそれぞれの3町に地域文化が持ち合わせあると解釈をしてもいいのかなと思っておりますので、今後どの辺かの時点で、広域連携の中でそれぞれの特産品をそこにブースを設けて、一角に構えていくこともひとつかなと考えております。そしてこの事例は初めての試みではなくて、今から10年ほど前に、私は道内ほとんど回っているわけですが、函館と上ノ国までは行っているんですが、その間は行っていなかったものですから、函館からずっと一周いたしました。そうしたところ向こうには上ノ国、乙部、せたなどがあるわけでありまして、そこでひとつの道の駅に立ち寄ったところ、その北檜山地方の物産物がブースに陳列されているというところ目に入りまして、こういう手法もあるんだということが非常に感動というか、関心をいたしまして目に留まったわけでありまして。今後、町長そしてうちの議長も北十勝4町の懇談には参加いたすわけでありまして、私は今、町長に求めているんでありますけれども、そういう実態であります。ひとつそのことも含めて

大いに今後活動していただきたいと、これを最後にいただいて私の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。道の駅については、近くても離れていても道の駅を利用する方はいろんな道の駅を回るというか利用をしていただくケースが非常に多いと私も思っています。特に今回、音更町と上士幌町が新しいのができて、従来の士幌町、動線上は向こうは結構うまくつながるといふこともあります。ただ、そうしても北十勝というのは皆つながっていますし、先ほどの協議会等も含めて4町の連携もそういった意味で結構歴史を重ねて協力体制もできていますし、先ほど埴淵議員がおっしゃったように、特産品の関係でもそういった取り組みをすることはもちろん十分可能かなと思っておりますので、しっかりと4町の協議会等々を通じて、しっかりと連携をした形でこの観光道の駅だけに限らず、観光行政も含めて、あと、西十勝の連携ももちろんありますけれども、しっかりとある程度の区域で広域的に進めていきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

埴淵賢治議員。

○9番（埴淵賢治）

今の答弁をいただいた中で、北十勝4町の絆は本当に強いものがあると、私もそこに大きく期待をし、町長の今後のがんばりにさらに期待をかけ、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これで埴淵賢治議員の質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました本日はこれで散会いたします。

散会 14時54分

令和元年第4回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 3号

日時 令和元年12月13日(金曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 所管事務調査報告

[産業厚生常任委員会]

日程 2 議案第 80号 会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備に
関する条例について

追加日程1 議案第 80号 会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備に
関する条例について

[総務文教常任委員会報告]

日程 3 議案第 81号 鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更につ
いて

日程 4 委員会の閉会中の継続調査申し出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(11名)

1番 清水 浩徳議員 2番 山口 優子議員 3番 畑 久雄議員

4番 台蔵 征一議員 5番 加納 茂議員 6番 上嶋 和志議員

7番 川染 洋議員 8番 狩野 正雄議員 9番 埴渕 賢治議員

10番 安藤 幹夫議員 11番 吉田 稔議員

4 欠席議員(なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己

農業委員会会長 菊 池 輝 夫

教育委員会教育長 大井 和行
代表監査委員 野村 英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長 松本 新吾
総務課長 渡辺 雅人
総務課主幹 葛西 浩二
会計管理者 津川 修
企画財政課長 草野 礼行
町民課長 平山 宏照
福祉課長 佐々木 康人
農業振興課長 菅原 義正
農業振興課主幹 城石 賢一
商工観光課長 富樫 靖
建設水道課長 大上 朋亮
子育てスマイル課長 松井 裕二
ジオパーク推進室長 黒井 敦志
瓜幕支所長 東原 孝博
病院事務長 菊池 光浩
消防署長 内海 卓実
総務課総務係長 土田 佳幸
企画財政課長補佐 武者 正人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長 宇井 直樹
社会教育課長 浅野 悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長 檜山 敏行

9 議会事務局職員出席者

事務局 長 坂 井 克 巳

書 記 高 瀬 俊 一

令和元年12月13日（金曜日）午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程1

所管事務調査報告

[産業厚生常任委員会]

○議長（吉田稔）

日程1、所管事務調査報告を行います。産業厚生常任委員長から所管事務調査報告が、議長に提出されましたので報告を求めます。加納茂産業厚生常任委員長。

○5番（加納茂）

所管事務調査が終わりましたので、報告をいたします。所管事務調査報告、本委員会は、下記のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。1、調査期間、令和元年10月29日から11月1日まで、2、調査地・調査項目、（1）愛媛県四国中央市、一貫した発達支援について、（2）今治市、サイクルツーリズムについて、（3）松山市、農福連携によるリーフレタス等の栽培及び販売について、（4）東温市、農福連携によるネギの水耕ハウス栽培及び販売について、（5）香川県綾川町、病院経営について、参加者は記載のとおりであります。各視察先の内容は、それぞれ記しておりますのでお目通しを願いたいと思います。それでは総合考察を読み上げまして、報告と代えさせていただきます。

総合考察、今回の行政視察は発達障がい等の福祉政策が大きな部分を占めた。特に四国中央市の子ども若者発達支援センターでは、公認心理師等の専門職員を含め総勢49人体制で対応しています。また、個別支援計画等により、こども園等の関係部署と横の連携を十分図っている。本町でも発達障がいを持つ幼児・児童数が増加傾向にあるが、本町はわずか5人体制であり、特に専門職員の配置は必要性が高く、充実が求められる。子どもの将来と保護者の安心を担保する行政施策が重要である。

ネギやリーフレタスの栽培は本町でも大いに参考となる。瓜幕バイオガスプラントの水耕栽培ハウスにおいて、障がい者・高齢者・パートの人たちで仕事を連携しながら、年間を通して栽培できる体制づくりが急がれる。特に端境期となる冬場の野菜生産は町民にも喜ばれる。瓜幕バイオガスプラントの水耕栽培ハウスにおける稼働率を上げ、さらに安価で設置可能な土耕栽培のビニールハウスを増設し、雇用拡大及び地元産葉物野菜の確保を図ることも大きな課題である。

サイクルツーリズムについて、四国は一年を通して温暖なうえ、当初からサイクリング利用を前提に整備されたしまなみ海道と異なり、北海道は半年以上が積雪期でサイクリングに適していないハンディがある。しかし、より北海道を満喫できるのは自動車よりサイクリングと考える旅行者は一定数おり、特に夏季はサイクリング旅行者が多数通行する。快適かつ安全にサイクリングで通行できるよう、近隣市町村と協力して環境整備を進める必要があると考えます。

綾川町国民健康保険陶病院においては、公立病院としては極めて良好な経営を行っていた。本町病院は、利用率低下により医業収益が減少し、他会計繰入金は増大している。従来は年5千万円前後であった町補助金が、平成30年度は1億円を超えている。患者の町外流出だけでなく、人口減少や見取り等の社会的要因もあり、今後も厳しい経営を強いられると思われる。さらに厚生労働省は、令和元年11月に病院統廃合リスト424病院を実名で公表し、本町病院もその1つに挙げられている。しかし、町内で救急病院と入院施設を持つ唯一の病院であり、町民の安心・安全の確保に必要不可欠な施設である。一方、現在の常勤医師1人体制では、事業継続困難となる可能性があり大変憂慮される。当面の課題として、常勤医師を最低あと1人確保が急務である。同時に、近隣病院との連携強化、整形外科等の他の診療科での外来患者受け入れのため近隣病院からの派遣医師の確保が必要と考える。また、長期的な医師確保に向け、女性医師も含めた医師の働きやすい環境整備、道内外の医科大学との連携、研修医の受け入れ、総合診療専門医の確保、場合によっては現在一般23床、療養27床のベッド数見直し等の対策を検討する必要があると考える。綾川町と本町では、病院の規模や人口密度等の違いがあるが、地域の医療機関としてその存在感を増し、住民に信頼される病院づくりを行っていかねばならない。以上であります。

○議長（吉田稔）

以上で産業厚生常任委員長からの所管事務調査報告の件は、報告済みといたします。

日程2 議案第80号 会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（吉田稔）

日程2、議案第80号、会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第80号は、会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。令和2年4月1日から施行される予定の会計年度任用職員制度導入に伴いまして関係する条例において一部改正の必要があることから、本条例を制定するものであります。次に提案内容をご説明いたします。会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するとして、条例は、本文が10条、附則1項により構成されており、関係する条例は、10条例となっております。第1条は、鹿追町職員定数条例の一部改正について、第2条は、職員の分限に関する条例の一部改正について、第3条は、職員の懲罰の方法及び効果に関する条例の一部改正について、第4条は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、第5条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、第6条は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、第7条は、職員の給与に関する条例の一部改正について、第8条は、特別勤務手当支給条例の一部改正について、第9条は、職員等の旅費に関する条例の一部改正について、第10条は、鹿追町生涯学習推進アドバイザー設置条例の一部改正について、それぞれ規定をしております。次に附則は、施行期日の規定であり、この条例は、令和2年4月1日から施行するとするものであります。以上、会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は新規条例の制定のため、総務文教常任委員会に付託して直ちに審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。よって本案は総務文教常任委員会に付託し、直ちに審査をすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。再開は10時25分といたします。

休憩 10時10分

再開 10時25分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程1 議案第80号 会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（吉田稔）

お諮りします。ただ今、総務文教常任委員会、畑久雄委員長から議案第80号、会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務文教常任委員会に付託され、審査を終え、報告書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。議案第80号を日程に追加し、追加日程1として議題とすることに決定いたしました。

資料請求のため暫時休憩します。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（吉田稔）

総務文教常任委員長の報告を求めます。畑久雄委員長。

○3番（畑久雄）

委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。記、1、審査日、令和元年12月13日金曜日、2、審査結果、事件の番号、議案第80号、件名、会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、審査の結果、原案可決であります。以上です。

○議長（吉田稔）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程3 議案第81号 鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

○議長（吉田稔）

日程3、議案第81号、鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第81号は、鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてであります。提案理由を申し上げます。現在の過疎計画は平成28年度から令和2年度までの5年間を期間として策定しておりますが、計画の一部を変更したく北海道と協議を進めており、知事協議が整いましたので議決を賜りたくご提案申し上げます。内容を説明いたします。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更するをいたしまして、新年度におきまして建設を予定しております学童保育所の財源措置をいたしまして、一部変更を行うもので、市町村計画31ページの5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、(1)現況と問題点、にウをいたしまして、学童保育所を、同じく32ページの、(2)その対策、に同じく、ウとして学童保育所、(a)学童保育所建設を、同じく33ページの(3)事業計画に、(3)をいたしまして、学童保育所建設をそれぞれ加え併せて文言の整理を行うものであります。

以上、鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、ご説明いたしました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程4 委員会の閉会中の継続調査申し出について

日程4、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、基地対策特別委員長から会議規則第75条の規定によりお手元に配布のとおり閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。ただ今の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。ここで町長から発言を求められておりますのでこれを許します。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和元年第4回定例会の閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。本定例会につき

ましては、12月4日から本日までの10日間にわたって開催をいただいたところであり
ます。初日の4日には、地方公務員法等の改正に伴い、臨時職員の任用制度を抜本的に見
直す本町会計年度任用職員に係る新規条例の制定をはじめとする条例10件、それから一
般会計及び5特別会計の補正予算、規約の改正、人事案件の他、本日最終日に提案させて
いただきました、条例の制定、過疎計画の変更等、全て原案のとおり可決あるいは同意を
いただきました。心からお礼を申し上げる次第であります。

また昨日には、5名の議員の皆さんから7項目にわたり一般質問をいただきました。防
災・減災に資する国土強靱化、あるいは施設備品等の管理のあり方、これからの本町農業
の課題、高校への給食提供、旧幼稚園園舎等の今後の活用方針、ごみの問題、そして道の
駅の今後のあり方等、いずれも重要な課題でありますので、さまざまな角度から検証し、
関係者のご意見もいただきながら、必要な対応を検討してまいりたいというふうに考えて
います。

ここで、少し今年を若干振り返ってみたいというふうに思います。今年は選挙の年でご
ざいまして、私も本年4月の町長選挙におきまして、町民皆さまから多数のご支持をいた
だきまして、5月の令和のスタートと同時に、第16代の町長として就任をさせていただきました。
開町第16期となる議員の皆さまとともに、5月8日の初議会を皮切りに本格的
に仕事をさせていただいているところであります。私が選挙の時に公約いたしました給
食費及び高校生までの医療費無償化については、6月の定例会において議決をいただき、
いち早く実行することができました。また、認定こども園の新園舎が完成しまして、来週
から本格的に供用開始されるところであります。学童保育所につきましては、今、新年度
予算に向けて予算の提案の準備ということで進めているところであります。今後も子育て
支援の充実をしっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。また、環境省の補助
による自営線ネットワーク事業については、これも本年度、本格的な工事に着手をし、来
年度の完成、それから運用を目指していきたいというふうに思います。災害対応、BCP
機能、低炭素社会の構築とエネルギーの地産地消、これらにもしっかりと取り組んでいき
たいというふうに思います。環境保全センターでの水素実証事業の取り組みは、本年度で最
終年度となりますけれども、事業者の提案により、国に申し出をしてさらに2年間延長さ
れる見通しとなっております。新たな利活用の実証が予定されているということでもあり
ますので、町としても積極的に協力をしていきたいというふうに思っています。基幹産業
の農業についてであります。本年についても厳しい気象条件の中、生産額については、

240億円を超え史上最高となる見込みというふうにお聞きをしています。農家個々の賢明な努力はもとより、関係機関のご指導の賜物と心から敬意を表する次第であります。町といたしましては、今後も農業基盤整備を積極的に進めるとともに、特に課題となっています乳牛の増加に伴うさまざまな課題への対応、あるいは農村地区における高速通信網の整備、労働力確保対策等々、JAをはじめとする関係機関との連携を図りながら適切な対応を図っていききたいというふうに思っています。十勝管内における景気判断は緩やかに回復とされているようですけれども、地域の商工業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。商工会との連携のもと、各種支援策の充実が必要というふうに考えております。観光関係では、数年ぶりの幌鹿峠開通、なつぞら効果などもあり、神田日勝記念美術館の入り込みも今年は4万人が視野に入っております。昨年との5倍程度になるというふうに見込んでいます。鹿追町の観光客の入込数は平成30年の胆振東部地震の前の数字に戻りつつありますが、いまだ然別湖畔におけるホテルの再開の見通しがまだまだ不透明という状況にもあります。道の駅の今後のあり方も含めてさまざまな角度から検討が必要というふうに思っています。チョウザメの飼育については、本年、順調に推移しておりますけれども、待望のキャビアについては、来年秋の採取を目指してということで進めていきたいと思っております。あと鹿追高校への支援として、民間事業者による女子寮の開設にめどがつかしました。また今定例会において、高校へのタブレットパソコンの予算を可決いただき、さまざまな支援策を講じているところであります。しかし一方で、子ども・児童・生徒数の減少、それから令和2年度においては、地元からの入学生が少ないという、まだはっきりとした数字ではありませんけれども、そういう状況もあって、非常に大変な状況というふうに捉えています。数年前から検討・協議されている医療看護コースというふうな方向を若干修正しておりますけれども、これらの関係も含め高校振興策については早急に取りまとめていく必要があるというふうに考えています。また、病院の関係では、2人目の常勤医師の確保、いろいろと手を尽くしておりますけれども、まだ実現には至っておりません。しっかりと関係機関、いろんなところに手を尽くしてできるだけ早く確保したいというふうに思っています。さらに町内における医療と福祉の連携、障がい者福祉等、取り組む課題はたくさんあります。しっかりとやっていきたいというふうに思います。

令和2年度は、本町開町100年と、カナダストニイプレイン町との姉妹提携35周年の記念の年になります。今、審議会等で検討を進めていただいておりますけれども、しかるべき時期に議会にご報告し成案を経て、この大きな節目を町民の皆さんとともに祝いた

いと考えています。今、令和2年度、新年度予算を取りまとめ作業を行なっています。これから年明けにかけて、副町長査定が始まりいよいよ本格化するところでもあります。ここ近年の大型事業の実施に伴う起債の償還がだんだんピークに向かいつつあり、非常に厳しい財政状況にありますけれども、町民の声に耳を傾け、議会の皆さんとの対話を欠かさず、現在見直しを進めている第7期総合計画との整合性を図りながら、しっかりと経費節減に努めて、住民生活及び福祉の向上に資する予算編成としたいというふうに思っております。

あと3週間足らずで本年も終わりを迎えるわけであります。今年1年間議員の皆さま、そしてこの議場にいらっしゃる各行政委員会の委員の皆さまには、大変お世話になりご指導いただきましたこと、心からお礼を申し上げます。そして、それぞれ皆さまのご家族ともども素晴らしい新年をお迎えくださるよう、心から祈念申し上げまして、定例会閉会にあたってのごあいさつといたします。大変ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これで会議を閉じます。令和元年第4回鹿追町議会定例会を閉会します。

閉会 10時42分